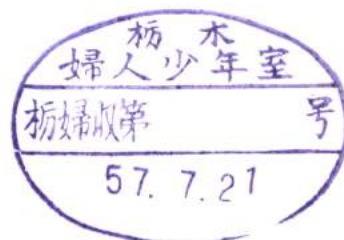


雇用改善事業関係支給要領

昭和 57 年 4 月
労 働 省



目 次

1. 定年延長奨励金支給要領	1
2. 高年齢者雇用確保助成金支給要領	17
3. 地域雇用促進給付金支給要領	39
4. 通年雇用奨励金支給要領	67
5. 地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給要領	109
6. 育児休業奨励金支給要領	129
7. 特定職種育児休業利用助成給付金支給要領	141

1. 定年延長奨励金支給要領

定年延長奨励金支給要領

1 趣 旨

定年の引上げを行う事業主に対し、定年延長奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、もって定年の引上げの促進をはかるものとする。

2 支給対象事業主

奨励金は、次の各号のすべてに該当する事業主に対して支給するものとする。ただし、国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しては、奨励金は支給しない。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 当該事業所の定年及びその引上げが、次のすべてに該当するものであること。

イ 当該引上げ前の定年が労働協約又は就業規則により定められており、かつ、当該定年の引上げが労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により行われたものであること。

ロ 当該定年の引上げが昭和48年4月1日以後において行われたものであること（この場合において、定年の制定の時期は問わないが、当該定年の引上げは、定年が制定された日以後1年を経過した日以後において行われたものに限る。）

ハ イの後段に該当する当該引上げ後の定年（すなわち、現在の定年。以下「新定年」という。）が56歳以上の年齢であること。

ニ 過去において、労働協約又は就業規則により定められていた定年が、労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により、引き下げられたことがある場合には、新定年が、過去において労働協約又は就業規則により定められていた最高の定年を超えるものであること。

ホ 当該定年の引上げが、昭和57年1月1日以後において行われたものである場合には、当該引上げ前の定年が60歳未満の年齢であること。

- (3) 次のすべてに該当する労働者を、当年の12月末日現在で雇用していること。

イ 雇用保険の被保険者であること。

ロ (2)のイの前段に該当する定年の引上げの際に当該引上げ前の定年（以下「旧定年」という。）の適用を受けていた者であり、かつ、新定年の適用を受けている者であること。

ハ 3のイに掲げる期間内において、旧定年による退職予定日（その者について、旧定年が依然として適用されていると仮定した場合に、旧定年により退職することが予定される日をいう。）後も雇用されている者であること（(2)のニに該当する場合においては、3のロに掲げる期間内において、(2)のニに規定する最高の定年による退職予定日後も雇用されている者であること。）。

ニ 55歳以上65歳未満の者であること。

ホ 当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であること。

3 支給の基準となる日

2の(3)の「12月末日」とは、次の期間の一部又は全部をその中に含む年(暦年)の12月末日をいうものとする。

イ 当該定年の引上げ日以後の日において、旧定年を最初に超える者が生じた日（すなわち、旧定年が依然として適用されていると仮定した場合に、最初に旧定年により退職することとなる者の退職予定日の翌日）から、その者が新定年により退職することとなる日（すなわち、新定年によるその者の退職予定日。ただし、その者が新定年により退職することとなる日前に死亡し、又は退職した場合にあっては、その者は依然として雇用されているものとみなす。ロにおいて同じ。）までの間

ロ 2の(2)のニに該当する場合においては、当該定年の引上げ日以後の日において、同ニに規定する最高の定年を最初に超える者が生じた日（すなわち、最高の定年により最初に退職することとなる者の退職予定日の翌日）から、その者が新定年により退職することとなる日までの間

4 支 給 額

当年12月末日現在において雇用されている2の(3)のすべてに該当する労働者の数に応じ、当該労働者1人当たり中小企業事業主（その資本の額若しくは出資の総額が1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については1千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については3千万円）を超えないもの又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業を主たる事業とする事業主については100人）を超えないものをいう。以下同じ。）にあっては年額400,000円、中小企業事業主以外の事業主にあっては年額300,000円とする。

5 支給事務手続

(1) 支給申請書の提出

イ 奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、2の(3)に該当する12月末日の翌年1月末日までに、定年延長奨励金支給申請書（㊤様式第1号）（以下「支給申請書」という。）2部（正本、副本各1部）に、定年を定めた労働協約又は就業規則の写（当該定年の引上げ前のもの及び当該定年の引上げ後のもの各1部。ただし、同一の定年の引上げを事由とする第2回目以降の申請については、不要）及び2の(3)に該当する労働者に係る定年延長関係労働者名簿（㊤様式第2号。以下「労働者名簿」という。）を添えて、申請者の当該申請に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「管轄安定所」という。）の長に申請するものとする。

ロ 管轄安定所の長は、必要があると認めたときは、支給申請書又は労働告名簿の記載事項を確認するための書類の提出又は提示を求めることができるものとする。

(2) 支給の決定及び支給決定の通知

イ 管轄安定所の長は、次により申請者の受給資格の有無及び奨励金の支給額の算定の基礎となる労働者の数を審査し、申請者が支給対象事業主

に該当すると認めたときは、奨励金の支給を決定するものとする。

(イ) 中小企業事業主又は中小企業事業主以外の事業主に該当する事業主であるか否かの確認は、支給申請書により企業全体で常時使用する労働者の数又は資本の額若しくは出資の総額をみて行うものとする。

(ロ) 定年とされている年齢の状況の確認については、支給申請書に添付された労働協約又は就業規則の写により行うものとする（同一の定年の引上げを事由とする第2回目以降の申請については、定年延長奨励金支給台長（㊤様式第4号）により行うものとする）。

(ハ) 奨励金の支給額の算定の基礎となる労働者の数は、労働者名簿に記載された者について、その記載に従い、確認するものとする。

(ニ) 奨励金の支給決定額は、イにより確認した支給額の算定の基礎となる労働者の数に、中小企業事業主にあつては400,000円、中小企業事業主以外の事業主にあつては300,000円を乗じて得た額とするものとする。

(ホ) その他必要と認められた場合には、調査等を行うものとする。

ロ 管轄安定所の長は、奨励金の支給を決定したときは、支給申請書の処理欄に支給番号、支給決定年月日及び支給決定額を記入のうえ、その正本を都道府県支出負担行為担当官あて送付するものとする。

ハ 管轄安定所の長は、1月末日まで支給申請書を提出しなかった申請者については奨励金の支給を決定しないものとする。ただし、天災その他申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときはこの限りでない。

ニ 管轄安定所の長は、奨励金の支給を決定したときは、定年延長奨励金支給決定通知書（㊤様式第3号）により申請者に通知するものとする。なお、申請に係る労働者の一部について不支給を決定したときは、その者の氏名及び理由を備考欄に記入すること。

ホ 管轄安定所の長は、奨励金の不支給を決定したときは、適宜の様式により、不支給の理由及び当該不支給決定処分に対して不服のある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる旨を申請者に通知

するものとする。

(3) 支給台帳への記入及び書類の保管

管轄安定所の長は、支給決定後、定年延長奨励金支給台帳（㊤様式第4号）に所要の事項を記入するものとする。

6 支出負担行為等

支出負担行為、支出等定年延長奨励金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号）によるものとする。

7 奨励金の返還

- (1) 管轄安定所の長は、申請者が為りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合には、定年延長奨励金支給決定取消通知書（㊤様式第5号）により当該申請者に対して返還すべき額に係る支給処分を取消す旨を通知するものとする。

(2) 返還金の債権管理等

債権の発生通知及び調査確認等の事務については、昭和54年3月6日付け職発第64号「債権管理事務取扱要領」の第3の3不正受給金返納金債権（その3）及び5過誤払金返納金債権（その2）によるものとする。

8 経過措置

- (1) この要領は、当該定年の引上げにより、昭和54年1月1日以後の日において、2の(3)に該当する労働者が初めて生じた事業所の事業主について適用するものとする。
- (2) 昭和54年1月1日前において、改正前の定年延長奨励金支給要領により定年延長奨励金の支給を受け、又は受けることができた事業主について、当該支給の事由となった定年の引上げに関して、同日以後に奨励金を支給する場合においては、2の(3)及び3にかかわらず、当年の12月末日において、次のすべてに該当する労働者を雇用しているときに、その数により、奨励金の支給の算定の基礎となる労働者の数を算定するものとする。この

場合において、支給申請書等については、なお、従前の例によることができるものとする。

イ 2の(3)のイからホまでのすべてに該当する者であること（この場合において、同ハ中「3のイに掲げる期間内において、」及び「3のロに掲げる期間内において、」とある部分は適用しないものとする。）。

ロ 当該12月末日の属する年の前年の12月末日において最高の年齢（年齢の計算に当たっては、月及び日の単位まで算定するものとする。以下同じ。）であった者（当該定年の引上げ前より雇用されている者に限る。また、その者が新定年により退職することとなる日前に死亡、又は退職した場合にあっては、その者は依然として雇用されているものとみなす。）のその日における年齢を、当該12月末日において超える年齢の者であること。

定 年 延 長 奨 励 金 支 給 申 請 書

㊦

①雇用保険 事業所番号			②事業所名			⑥(1)企業全体で 常時使用する 労働者数		⑥(2)企業全体の資 本の額又は出 資の総額		③大企業 中小企業
③事業所所在地	(電話)		④事業の種類			⑤常時使用する 労働者数				円
⑦定年の引上げ前の定年年齢	職 種	男	女	男	女	男	女	男	女	歳
⑧定年の引上げ後の定年年齢	職 種	男	女	男	女	男	女	男	女	歳
⑨支給額の算定の基礎となる労働者数	男	女	人	計	人	⑩支給方法	イ 国庫送金		銀行振込 銀行 支店	口座名義 口座の種類 口座の番号

上記により定年延長奨励金の支給を申請します。

昭和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

申請事業主氏名 ㊦

支 給 決 定 番 号	第 号	決			備 考		
支 給 決 定 年 月 日	年 月 日	所 長	次 長	職 指 導 官	職 指 導 官	担 当	
支給額の算定の基礎となる労働者数	人						
支 給 決 定 額	円						

- (注) 1. この書類は当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。
2. ④欄は産業別中分類で記入すること。
3. ⑦欄、⑧欄は、職種別男女別にそれぞれ記入すること。
4. ⑨欄は、事業所全体で支給額の算定の基礎となる労働者数を男女別に記入すること。
5. ⑩欄は、希望する送金方法について具体的に記入すること。
6. ※欄は、記入しないこと。

定 年 延 長 奨 励 金 支 給 申 請 書

副

①雇用保険 事業所番号	②事業所名		⑤(1)企業全体で 常時使用する労働者数		②企業全体の資 本の額又は出 資の総額	③大 企 業 中 小 企 業
③事業所所在地	④事業の種類		⑤常時使用する 労働者数		人	円
(電話)						
⑦定年の引上げ前の定年年齢	職 種	男 女	男 女	男 女	職 種	男 女
⑧定年の引上げ後の定年年齢	職 種	男 女	男 女	男 女	職 種	男 女
⑨支給額の算定の基礎となる労働者数		男 人	女 人	計 人	⑩支給方法	イ 国庫送金 ロ 銀行振込 銀行 口座の種別 支店 口座の番号

上記により定年延長奨励金の支給を申請します。

昭和 年 月 日
公共職業安定所長 殿
申請事業主氏名

添 写 理 欄	支 給 決 定 番 号	第 号	上記のとおり支給することに決定したので通知する。 公共職業安定所長 殿 労働主管部長 殿	備 考
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日		
	支給額の算定の基礎となる労働者数	人		
	支 給 決 定 額	円		

(注) 1. この書類は当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。
2. ④欄は産業別中分類で記入すること。
3. ⑦欄、⑧欄は、職種別男女別にそれぞれ記入すること。
4. ⑨欄は、事業所全体で支給額の算定の基礎となる労働者数を男女別に記入すること。
5. ⑩欄は、希望する支給方法について具体的に記入すること。
6. 枠欄は、記入しないこと。

定年延長関係労働者名簿

①事業所	雇 用 保 険 事業所番号			事業所名			定年の引上げ日	年 月 日	
②定年の 適用区分	職 種				男・女	定年年齢の変化	歳→ 歳		
③定年の引 上げ後最 初に旧定 年を超え た者	氏 名	性 別	生 年 月 日 及 び 年 齢		雇 入 年 月 日	旧 定 年 に よ る 退 職 予 定 日	新 定 年 に よ る 退 職 予 定 日		
		男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
④今回の支 給申請に 係る労働 者	氏 名	性 別	生 年 月 日 及 び 年 齢		雇 入 年 月 日	旧 定 年 に よ る 退 職 予 定 日	※処理欄	備 考	
	1	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	2	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	3	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	4	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	5	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	6	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	7	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	8	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	9	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	10	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	11	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	12	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	13	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
	14	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無		
15	男・女	年 月 日 (歳)		年 月 日	年 月 日	有・無			
⑤定 年 の 推 移	過去における定年引 下げの有無	有・無	過去における最高 の定 年 年 齢	歳	過去における最高 の定年年齢の適用期間	年 月 日～ 年 月 日			

- (注) 1. ①の項の「定年引上げ日」の欄には、労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により定年の引上げを実施した年月日（効力発生年月日）を記入すること。
2. ②の項には、同一の事業所において、今回の支給申請に係る定年の引上げが、職種ごとに、又は男女ごとに、それぞれ行われたものである場合にのみ、記入すること。その場合においては、それぞれの定年の引上げごとに、この様式を別表として用いること。
3. ③の項には、旧定年の適用を受けていた若で、今回の支給申請に係る定年の引上げにより、最初に旧定年を超えたもの（2人以上いる場合には、そのうち年長の者）について記入すること。
- また、その者の「新定年による退職予定日」については、その者が新定年に達する前に死亡し、又は退職した場合であっても、その者について当初予定されていた退職予定日を記入すること。
4. ③及び④の項の「年齢」の欄には、今回の支給申請について、12月末日現在の満年齢を記入すること。
5. ③及び④の項の「雇入年月日」の欄には、今回の支給申請に係る事業所において、その者を雇入れた年月日を記入すること。
6. 今回の支給申請について、③の項に記入された者が④の項にも含まれる場合には、その者の氏名のみを記入するだけで足りること。
7. ④の項の※欄には記入しないこと。
8. ⑤の項の「過去における最高の定年年齢」の欄及び「過去における最高の定年年齢の適用期間」の欄には、「過去における定年の引下げの有無」の欄を「有」とした場合にのみ、記入すること。

- (注) 1 ①の項の「定年の引上げ日」の欄には、労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により定年の引上げを実施した年月日（効力発生年月日）を記入すること。
- 2 ②の項には、同一の事業所において、今回の支給申請に係る定年の引上げが、職種ごとに、又は男女ごとに、それぞれ行われたものである場合にのみ、記入すること。その場合においては、それぞれの定年の引上げごとに、この様式を別葉として用いること。
- 3 ③の項には、旧定年の適用を受けていた者で、今回の支給申請に係る定年の引上げにより、最初に旧定年を超えたもの（2人以上いる場合には、そのうちの年長の者）について記入すること。
- また、その者の「新定年による退職予定日」については、その者が新定年に達する前に死亡し、又は退職した場合であっても、その者について当初予定されていた退職予定日を記入すること。
- 4 ③及び④の項の「年齢」の欄には、今回の支給申請について、12月末日現在の満年齢を記入すること。
- 5 ③及び④の項の「雇入年月日」の欄には、今回の支給申請に係る事業所において、その者を雇い入れた年月日を記入すること。
- 6 今回の支給申請について、③の項に記入された者が④の項にも含まれる場合には、④の項には、その者の氏名のみを記入するだけで足りること。
- 7 ④の項の※欄には記入しないこと。
- 8 ⑤の項の「過去における最高の定年年齢」の欄及び「過去における最高の定年年齢の適用期間」の欄には、「過去における定年の引下げの有無」の欄を「有」とした場合にのみ、記入すること。

定年延長奨励金支給決定通知書

殿

昭和 年 月 日付け支給の申請のあった定年延長奨励金について、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

昭和 年 月 日

公共職業安定所長 印

記

1, 定年延長奨励金支給決定額		円
2, 定年延長奨励金の支給要件に該当となった者		人
3, 定年延長奨励金の支給要件に該当しなかった者		人
3 の 内 訳	氏 名	理 由
支 払 方 法	送 金	: 国庫金送金通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますので希望銀行で受領下さい。
	銀行振込	: 国庫金振込通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますので御承知下さい。

- 注意
1. 偽りその他不正行為によって定年延長奨励金の支給を受けた場合は支給した定年延長奨励金の返還を求められることがあります。
 2. この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分があった日の翌日から起算して1年）以内に都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

定 年 延 長 奨 励 金 支 給 台 帳

事業所番号	事業所名	事業所の所在地	事業主氏名	大企業・ 中小企業
-------	------	---------	-------	--------------

定年の引上げを実施した 年月日	職 種	性 別	定年の引上前定年年齢	定年の引上後定年年齢	支 給 期 間
年 月 日		男	歳	歳	年度～ 年度
年 月 日		女			
年 月 日		男	歳	歳	年度～ 年度
年 月 日		女			
年 月 日		男	歳	歳	年度～ 年度
年 月 日		女			
年 月 日		男	歳	歳	年度～ 年度
年 月 日		女			

支 給 年 月 日	支 給 額 の 算 定 の 基 礎 と な っ た 労 働 者 数	支 給 額
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円

(注) (1) この台帳は事業所ごとに作成し保管すること。
(2) 事業所番号は、国庫記録事業所の事業所番号を記入すること。

定年延長奨励金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 印

昭和 年 月 日付けをもって、貴殿に対して行った定年延長奨励金
(支給金額 円)の支給処分のうち、 に係る支給処分
(支給金額 円)については、下記の理由により、取り消したので通
知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から
起算して60日(ただし、処分があった日の翌日から起算して1年)以内に、
都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

記

2. 高年齢者雇用確保助成金支給要領

高年齢者雇用確保助成金支給要領

1. 趣 旨

定年の引上げ、定年到達者の再雇用等により、高年齢者の雇用延長の制度化を行う事業主に対し、高年齢者雇用確保助成金（以下「助成金」という。）を支給し、もって高年齢者の雇用の確保を図るものとする。

2. 支給対象事業主

助成金は、次の各号のすべてに該当する事業主に対して支給するものとする。ただし、国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しては、助成金は支給しない。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 当該事業主の事業所の定年が、労働協約又は就業規則によって定められており、かつ、当該定年とされる年齢が60歳以上であること。
- (3) 当該事業所において、次のイからニまでのいずれにも該当する雇用の延長の制度（以下「雇用延長制度」という。）を設けた事業主であること。
 - イ. 当該雇用延長制度が次の各号の一又は二以上に該当するものであって、労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により設けられたものであること。
 - (イ) 定年を61歳以上の年齢に引き上げることにより、当該引上げ前の定年を超える年齢の労働者を当該引上げ後の定年に達するまで雇用する制度
 - (ロ) 定年に達した労働者であって継続して雇用されることを希望するものを、当該定年に達したことにより退職させることなく引き続き常用労働者として61歳以上の年齢まで雇用する制度（いわゆる勤務延長制度）
 - (ハ) 定年に達した労働者であって継続して雇用されることを希望するものを、当該定年に達したことにより退職した日の翌日から7日以内の間に再び常用労働者として雇い入れ、61歳以上の年齢まで雇用する制度（いわゆる再雇用制度）
 - (ニ) 定年に達した労働者であって継続して雇用されることを希望するものについて次のaからdまでのいずれにも該当する出向をさせ、dの出向契約に基

づき、出向させた先の事業所の事業主に対して出向労働者の出向期間中の賃金について1年間に4.の助成金支給額以上の額の補助を行う制度

この場合において、出向とは、労働者が、当該事業所（以下「出向元事業所」という。）の従業員たる地位を保有しつつ、即ち休職という形のまま、他の事業主の事業所（以下「出向先事業所」という。）において勤務すること（いわゆる在籍出向）、将来出向元事業所に復帰することもあるということとその他の人事上のつながりを持ちながら、一旦出向元事業所を退職して出向先事業所において勤務すること（いわゆる移籍出向）及び出向元事業所を退職して引き続き出向先事業所に雇用されることをいうこと。

- a. 当該定年に達したことにより退職し、又は退職することとなっていた日の翌日から7日以内の間に、次の(a)又は(b)に該当する事業主の事業所（雇用保険の適用事業所に限る。）に出向させ、かつ、当該出向先事業所において常用労働者として61歳以上の年齢まで就労することとなるものであること。
 - (a) 資本金の全部又は大部分が出向元事業所の事業主の出資によるものであること。
 - (b) 出向元事業所の事業主との経済的、組織的な関連性が緊密であること。
- b. 次に掲げる事項については、あらかじめ、出向元事業所の事業主と当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）との間に書面による協定（以下「出向協定」という。）がなされ、当該出向協定に定めるところによって行われるものであること。
 - (a) 出向先事業所の名称、所在地及び事業の種類並びに事業主の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）
 - (b) 出向開始日及び出向期間
 - (c) 出向労働者の範囲
 - (d) 出向期間中の処遇 雇用関係、賃金その他の労働条件
- c. 当該出向について、当該労働者の同意を得て行われるものであること。
- d. 次に掲げる事項について、出向元事業所の事業主と出向先事業所の事業主との間であらかじめ締結された文書による契約（以下「出向契約」とい

う。)に定めることにより実施されるものであること。

(a) 出向元事業所及び出向先事業所の名称及び所在地

(b) 出向開始日及び出向期間

(c) 出向労働者の範囲

(d) 出向先事業所における処遇 雇用関係、賃金その他の労働条件

(e) 出向先事業所の事業主に対する補助に関する事項 出向労働者の賃金に係る補助の額等

(f) 出向先事業所の高年齢労働者の雇用の安定に係る事項

ロ. 当該雇用延長制度が昭和57年1月1日以後において設けられたもの（定年が制定された日以後1年を経過した日以後において設けられたものに限る。）であること。

ハ. 過去において、労働協約又は就業規則により設けられていた定年が、労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により引き下げられたことがある場合には、当該雇用延長制度（すなわち、現在の雇用延長制度。ニ及び3.の(3)において「新制度」という。）の定める退職年齢（当該雇用延長制度がイの(イ)に該当する場合においては、当該引上げ後の定年をいう。ニにおいて同じ。）が、過去において労働協約又は就業規則により定められていた最高の定年を超えるものであること。

ニ. 過去において、イの(ロ)から(ニ)までの一又は二以上の制度が労働協約又は就業規則により設けられていた場合には、新制度の定める退職年齢が、過去における当該制度（3.の(3)及び5.の(1)のイにおいて「旧制度」という。）による最高の退職年齢を超えるものであること。

(4) 次のイからホまでのいずれにも該当する労働者を、当年の12月末日現在で雇用し、又は(3)のイの(ニ)の制度の適用により出向させていること。

イ. 雇用保険の被保険者であること（(3)のイの(ニ)の制度の適用を受ける場合においては、出向先事業所において雇用保険の被保険者であること。）。

ロ. (3)に該当する雇用延長制度の設置の際に当該事業所の定年（当該雇用延長制度が(3)のイの(イ)に該当する場合においては当該引上げ前の定年をいい、ハ及び3.において同じ。また、既に(3)のイの(ロ)から(ニ)までの一又は二以上の制度が労

働協約又は就業規則により設けられていた場合においては、当該制度をいう。)の適用を受けていた者であって、かつ、当該雇用延長制度の適用を受けているものであること。

ハ、3.に掲げる期間内において、当該事業所の定年による退職予定日(その者について、当該雇用延長制度がないものと仮定した場合に、定年により退職することが予定される日をいう。)後も雇用されている((3)のイの(イ)の制度の適用により退職後再び雇い入れられた場合及び(3)のイの(ロ)の制度の適用により出向先事業所の事業主に雇用されている場合を含む。)者であること(ただし、(3)のハに該当する場合においては、3.の(2)に掲げる期間内において、(3)のハに規定する最高の定年による退職予定日後も雇用されている者であること。また、(3)のニ及び3.の(3)のイに該当する場合においては、同イに掲げる期間内において、(3)のニに規定する最高の退職年齢を定めた制度の適用による退職予定日後も雇用されている者であること。))。

ニ、60歳以上65歳未満の者であること。

ホ、当該事業主(当該労働者が当該雇用延長制度として(3)のイの(ロ)の制度の適用を受け、又は受けたことがある場合には、当該制度に係る出向先事業所の事業主を含む。)に1年以上継続して雇用されている者であること。

3. 支給の基準となる日

2.の(4)の「12月末日」とは、次の期間の一部又は全部をその中に含む年(暦年)の12月末日をいうものとする。

- (1) 当該雇用延長制度の設置の日以後の日において、当該事業所の定年を最初に超える者が生じた日(すなわち、当該雇用延長制度がないものと仮定した場合に、最初に定年により退職することとなる者の退職予定日の翌日)から、その者が当該雇用延長制度の適用により(ただし、当該雇用延長制度が2.の(3)のイの各号の二以上の制度を組み合わせたもので、複数の退職年齢を有する場合においては、その者がそのうちの最高の退職年齢を定めた制度の適用を受けるものとみなす。(2)及び(3)において同じ。)退職することとなる日(すなわち、当該雇用延長制度によるその者の退職予定日。ただし、その者が当該退職予定日前に死亡し、又は退職した場合にあっては、その者は依然として雇用されているものとみなす。

(2)及び(3)において同じ。)までの間

ただし、昭和57年1月1日以後であって、かつ、当該雇用延長制度設置の日前に2.(3)のイの(イ)の制度が労働協約又は就業規則により設けられており、その制度の適用により退職する者が生じることなく当該雇用延長制度に引きつがれるものである場合においては、(3)のロの期間に準ずる期間

(2) 2.(3)のハに該当する場合においては、当該雇用延長制度の設置の日以後の日において、同ハに規定する最高の定年を最初に超える者が生じた日から、その者が当該雇用延長制度の適用により退職することとなる日までの間

(3) 2.(3)のニに該当する場合においては、次のイ又はロに掲げる期間

イ. 当該旧制度が昭和57年1月1日前に設けられたものである場合又は当該旧制度の適用により退職し、若しくは退職することとなる者が生じる場合においては、当該新制度の設置の日以後の日において、2.(3)のニに規定する最高の退職年齢を最初に超える者が生じた日から、その者が当該新制度の適用により退職することとなる日までの間

ロ. 当該旧制度が昭和57年1月1日以後に設けられたものであって、その制度の適用により退職する者が生じることなく新制度に引きつがれるものである場合においては、当該旧制度の設置の日以後の日において、当該事業所の定年を最初に超える者が生じた日から、その者が当該新制度の適用により退職することとなる日までの間

4. 支給額

当年12月末日現在において雇用され、又は出向している2.(4)のすべてに該当する労働者の数に応じ、当該労働者1人当たり中小企業事業主（その資本の額又は出資の総額が1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については1千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については3千万円）を超えないもの又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業を主たる事業とする事業主については100人）を超えないものをいう。以下同じ。）にあっては年額400,000円、中小企業事業主以外の事業主にあっては年額300,000円とする。

5. 支給事務手続

(1) 支給申請書の提出

イ. 助成金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）は、
2.の(4)に該当する12月末日の翌年1月末日までに、高年齢者雇用確保助成金支給申請書（㊤様式第1号）（以下「支給申請書」という。）2部（正本、副本各1部）に、定年を定めた労働協約又は就業規則の写（当該雇用延長制度が2.の(3)のイの(イ)に該当する場合においては、当該定年の引上げ前のもの及び当該定年の引上げ後のもの各1部）、当該雇用延長制度を定めた労働協約又は就業規則の写（当該雇用延長制度が2.の(3)のニに該当する場合には、少なくとも第1回目の申請の際には当該旧制度に係るものも必要）及び2.の(4)に該当する労働者に係る雇用延長関係労働者名簿（㊤様式第2号(1)。以下「労働者名簿」という。）を添えて、申請事業主の当該申請に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「管轄安定所」という。）の長に申請するものとする。

なお、2.の(3)のイの(ニ)に該当する制度を設けた事業主は、出向労働者名簿（㊤様式第2号(2)）（以下「出向労働者名簿」という。）、出向先事業所一覧（㊤様式第2号(3)）及び次に掲げる資料をも添付するものとする。

- (イ) 出向先事業所の事業主が2.の(3)のイの(ニ)のaに該当する事業主（以下「関連事業主」という。）であることを証明する資料
- (ロ) 出向協定をした書面(写)及び出向契約書(写)
- (ハ) 出向元事業所の事業主が出向先事業所の事業主に対して出向労働者の賃金について補助した額が明らかになる出向先事業所の事業主の証明書等の書類（既に補助済の場合のみ）
- (ニ) 当該出向労働者の出向先事業所における雇用保険被保険者資格の取得について当該出向先事業所を管轄する公共職業安定所の長が発行する雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

ロ. 管轄安定所の長は、必要があると認めたときは、支給申請書、労働者名簿等の記載事項を確認するための書類の提出又は提示を求めることができるものとする。

(2) 支給申請に関する取扱い

イ. 管轄安定所の長は、次により申請事業主の受給資格の有無及び助成金の支給

額の算定の基礎となる労働者の数を審査し、申請事業主が支給対象事業主に該当すると認めたときは、助成金の支給を決定するものとする。

(イ) 中小企業事業主であるか否かの確認は、支給申請書の①欄により行うものとする。

この場合において、必要があれば、申請事業主の各事業所の所在地、当該12月末日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料、事業内容を示すパンフレット等の提出を求めること。

(ロ) 定年年齢及び当該雇用延長制度の定める退職年齢の確認は、支給申請書に添付された労働協約又は就業規則の写により行うものとする。

(ハ) 当該申請に係る雇用延長制度が2.(3)に該当するものであるか否かの確認は、特に当該制度が適用労働者を選別するものではないか等の点に留意しつつ、支給申請書に添付された労働協約又は就業規則の写により行うものとする。

(ニ) (1)のイのなお書に掲げる添付書類を提出した事業主については、特に次の点に留意して当該申請に係る助成金の支給の決定をすること。

この場合において、管轄安定所の長は、必要に応じ、関係書類を送付の上、出向先事業所を管轄する公共職業安定所に実地調査を依頼するものとする。

a. 出向先事業所の事業主が関連事業主であるか否かの確認は、支給申請書に添付された資料により行う。確認のための具体的方法は、別途通達する。

b. 出向協定及び出向契約が、それぞれ2.(3)のイの(ニ)のb及びdに規定する必要な事項を定めているか否かを確認すること。

c. 出向期間の確認は、出向契約書(写)、労働者名簿及び出向労働者名簿により行うこと。

d. 当該出向が出向協定及び出向契約に定めるところにより行われたものであるか否かの確認は、出向協定書(写)及び出向契約書(写)と支給申請書等の内容を照合することにより行うとともに、当該出向先事業所に実際に出向しているものであることを(1)のイのなお書の(ニ)の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)により確認すること。

e. 出向労働者の出向に関する同意の確認は出向労働者名簿の⑤欄により行

うこと。なお、当該出向労働者の確認がない場合は当該確認を得た後申請するよう指導すること。

- f. 出向労働者の賃金についての補助額の確認は、出向契約書(写)、出向労働者名簿の⑥欄及び(1)のイのなお書の(イ)の書類等により確認すること。

この場合、特に出向契約書(写)により、出向労働者の賃金について出向開始後各年において4.の助成金支給額以上の額が補助されることになるものであるかどうかを確認し、当該補助が出向契約の定めるとおり行われているかどうかを出向労働者名簿及び(1)のイのなお書の(イ)の書類等により確認すること。

また、出向労働者名簿の⑥欄に記載された出向労働者の賃金に係る補助額を(1)のイのなお書の(イ)の書類と照合し、齟齬がある場合には、事業主から事情聴取すること、資料の提出を求めること等により、記載に誤り又は偽りがないか否かを確認すること。

- (イ) 助成金の支給額の算定の基礎となる労働者の数の確認は、労働者名簿に記載された者について、その記載に従い行うものとする。

この場合において、必要があれば、雇用保険被保険者台帳等により確認を行うこと。

- (ロ) 助成金の支給決定額は、(イ)により確認した支給額の算定の基礎となる労働者の数に、中小企業事業主にあつては400,000円、中小企業事業主以外の事業主にあつては300,000円を乗じて得た額とするものとする。
- (ハ) その他必要と認められた場合には、調査等を行うものとする。

ロ. 管轄安定所の長は、助成金の支給を決定したときは、支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日及び支給決定額を記入のうえ、その正本を都道府県支出負担行為担当官あて送付するものとする。

ハ. 管轄安定所の長は、1月末日までに支給申請書を提出しなかった事業主については助成金の支給を決定しないものとする。ただし、天災その他申請しなかったことについてやむを得ない理由がある事業主であつてその理由のやんだ日後7日以内にその理由を記した書面を添えて支給申請書を提出したものについてはこの限りではない。

ニ. 管轄安定所の長は、助成金の支給を決定したときは、高年齢者雇用確保助成

金支給決定通知書（㊤様式第3号）により申請事業主に通知するものとする。なお、申請に係る労働者の一部について不支給を決定したときは、その者の氏名及び理由を備考欄に記入すること。

ホ、管轄安定所の長は、助成金の不支給を決定したときは、適宜の様式により、不支給の理由及び当該不支給決定処分に対して不服のある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる旨を申請事業主に通知するものとする。

(3) 経 理

高年齢者雇用確保助成金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号労働省職業安定局長通達）によるものとする。

6. 助成金の返還等

(1) 管轄安定所の長は、助成金の支給を受けた事業主が、次のイ又はロに該当する場合には、高年齢者雇用確保助成金支給決定取消通知書（㊤様式第4号）により当該事業主に対して、当該各号に掲げる額に係る支給処分を取り消す旨の通知を行うものとする。

イ、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合 支給した助成金の全部又は一部

ロ、助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合 当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

(2) 返還金等の債権の発生通知及び調査確認等の事務については、昭和54年3月6日付け職発第64号「債権管理事務取扱要領」の第3の3不正受給金返納金債権（その3）及び5過誤払金返納金債権（その2）により行うものとする。

7. 支給台帳への記入及び書類の保管

管轄安定所の長は、助成金の支給の決定又はその取消しを行ったときは、高年齢者雇用確保助成金支給台帳（㊤様式第5号）に所要の事項を記入するとともに、処理済の支給申請書（副本）その他の関係書類を一括して支給決定順にとじ保管するものとする。

高 年 齢 者 雇 用 確 保 助 成 金 支 給 申 請 書 ㊟

※ 受 付 番 号

高年齢者雇用確保助成金の支給を受けたので、次のとおり申請します。

年 月 日

事業主 氏 名 住 所 印
公共職業安定所長 殿
(事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、)
(法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)

① 申請事業主	(1) 事業所数 資本の額又は出資の総額 常時雇用する労働者の数	カ所 円 人	(2) 主たる事業 小売業・サービス業 卸売業 その他	※ 大 ・ 中 小
② 当請申請に係る事業所	(1) 名称 事業所番号		(2) 所在地 電話番号 ()	③ 雇用延長制度の内容 a 定年延長 b 勤務延長 c 再雇用 d 出 向
④ 雇用延長制度を設ける前の 定年年齢	職 種	男歳 女歳	男歳 女歳	男歳 女歳
⑤ 雇用延長制度を設けた後の 定年年齢	職 種	男歳 女歳	男歳 女歳	男歳 女歳
⑥ 支給額の算定の基礎となる労働者数	男 人、女 人、計 人	⑦ 支給方法	a 国庫金振込 (取引金融機関店舗名 口座名義 口座の種別 口座番号)	b 国庫金送金 (希望金融機関店舗名)
※ 支給決定番号	第 号	上記のとおり支給することを決定したので通知します。	備 考	
支給決定年月日	年 月 日	公共職業安定所長 印		
支給額の算定の基礎となる労働者数	人			
支給決定額	円	労働士管理部長 殿		

高 年 齢 者 雇 用 確 保 助 成 金 支 給 申 請 書 ④

※ 受付番号

高年齢者雇用確保助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

公共職業安定所長 殿
事業主氏名
住所
印
(事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、)
(法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)

① 申請事業主	(1) 事業所数 資本の額又は出資の総額 常時雇用する労働者の数	カ所 円 人	(2) 主たる事業 小売業・サービス業 卸売業 その他	※ 大・中・小	
② 当請申請に係る事業所	(1) 名称 事業所番号		(2) 所在地 電話番号 ()	③ 雇用延長制度の内容 a 定年延長 b 勤務延長 c 再雇用 d 出向 男 女 男 女 男 女	
	(3) 責任者職氏名		(4) 事業の種類 電話番号 ()		(5) 常時雇用する労働者数
④ 雇用延長制度を設ける前の定年年齢	職 種	男 女	男 女	職 種	男 女
⑤ 雇用延長制度を設けた後の退職年齢	職 種	男 女	男 女	職 種	男 女
⑥ 支給額の算定の基礎となる労働者数	男 人、女 人、計 人	⑦ 支給方法	a 国庫金振込 (取引金融機関店舗名 口座名義 口座番号)	b 国庫金送金 (希望金融機関店舗名)	

※	支給決定番号	第 号	決 裁 制 備 考		
処 理	支給決定年月日	年 月 日	所 長 次 長	総括職業指導官 上席職業指導官 職業指導官	担 当
欄	支給額の算定の基礎となる労働者数	人			
	支給決定額	円			

㊤様式第1号（裏面）

（注）1. この書類は、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出すること。

2. ①の(2)欄は、申請事業主の主たる事業が該当するものを○で囲むこと。

3. ②の(4)欄は、日本標準産業分類の中分類で記入すること。ただし、記入することができない場合には、主たる事業内容を略記すること。

4. ③欄は、今回の支給申請に係る雇用延長制度が該当するすべてのものを○で囲むこと。

なお、この申請において、雇用延長制度とは、労働協約又は就業規則により設けられた次に掲げる制度のいずれか又は当該制度を2以上組み合わせたものをいうので留意すること。

- a. 定年延長 60歳以上の定年を61歳以上に引き上げることにより、雇用を延長する制度
- b. 勤務延長 60歳以上の定年到達者であって継続して雇用されることを希望するものを、当該定年到達後も退職させることなく、引き続き常用労働者として61歳以上まで雇用する制度
- c. 再雇用 60歳以上の定年到達者であって継続して雇用されることを希望するものを、当該定年に達したことにより退職した日の翌日から7日以内の間に再び常用労働者として雇い入れ、61歳以上まで雇用する制度
- d. 出 向 資本、資金、人事、取引等の状況からみて支給申請事業主と密接な関係にある他の事業主との契約に基づき、60歳以上の定年到達者で継続して雇用されることを希望するものを常用労働者として61歳以上まで当該他の事業主の事業所に出向させ、その間の賃金について助成額以上の額の補助を行う制度（労使協定が必要）

5. ④欄、⑤欄は、職種別男女別にそれぞれ記入すること。

6. ④欄は、既に労働協約又は就業規則により雇用延長制度（勤務延長、再雇用、出向）が設けられている場合には、その制度による退職年齢を記入すること。

7. ⑤欄は、今回の支給申請に係る雇用延長制度が定年延長、勤務延長、再雇用又は出向を組み合わせたものである場合には、最高の退職年齢を記入すること。

8. ⑥欄は、事業所全体で支給額の算定の基礎となる労働者数を男女別に記入すること。

9. ⑦欄は、希望する送金方法について具体的に記入すること。

10. ※欄は、記入しないこと。

雇用延長関係労働者名簿

① 事業所	事業所番号	事業所名		雇用延長制度 を設けた年月日		年 月 日			
②雇用延長 制度の内容	制 度	当該制度を設け る前の定年年齢	当該制度を設け た後の退職年齢	職 種		男 ・ 女			
	a. 定 年 延 長	歳	歳						
	b. 勤 務 延 長	歳	歳						
	c. 再 雇 用	歳	歳						
	d. 出 向	歳	歳						
③雇用延長制度 を設けた後最初 に当該制度を設 ける前の定年年 齢を超えた者	氏 名	性 別	生 年 月 日 及 び 年 齢	雇 入 年 月 日	雇用延長制度を設 ける前の定年によ る退職予定日	雇用延長制度を設け た後の退職予定日			
		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	年 月 日			
④今回の支 給申請に 係る労働 者	氏 名	性 別	生 年 月 日 及 び 年 齢	雇 入 年 月 日	雇用延長制度を設 ける前の定年によ る退職予定日	雇用延 長制度	※ 処理欄	※ 備考	
	1		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	2		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	3		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	4		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	5		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	6		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	7		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	8		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	9		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	10		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	11		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	12		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	13		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	14		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	15		男・女	年 月 日 (歳)	年 月 日 ()	年 月 日	a・b c・d	有・無	
	⑤退職年齢 の推移	過去における退職年 齢の引下げの有無	有・無	過去における最高 の退職年齢	歳	過去における最高 の退職年齢の適用期間	年 月 日～ 年 月 日		

㊦ 様式第2号(1) (裏面)

- (注) 1. ①の「雇用延長制度を設けた年月日」の欄には、労働協約の改定若しくは締結又は就業規則の変更若しくは作成により雇用延長制度を設けた年月日(効力発生年月日)を記入すること。
2. ②欄は、今回の支給申請に係る雇用延長制度がa～dの制度のうちいずれに該当するか、該当するすべてのものを○で囲み、当該制度を設ける前の定年年齢及び当該制度を設けた後の退職年齢を記入すること。なお、既に労働協約又は就業規則によりb～dの制度がある場合は「当該制度を設ける前の定年年齢」の欄にその制度による退職年齢を計入すること。また、「職種」及び「男・女」の欄は、同一の事業所において、今回の支給申請に係る雇用延長制度が職種ごと、又は男女ごとに設けられた場合にのみ記入し、その場合には、それぞれの職種又は男女ごとにこの様式を別葉として用いること。
3. ③欄には、今回の支給申請に係る雇用延長制度を設ける前の定年又は雇用延長制度(勤務延長、再雇用、出向)の適用を受けていた者で、今回の支給申請に係る雇用延長制度の設置により、最初に当該制度を設ける前の定年年齢又は退職年齢を超えたものについて記入すること。また、「雇用延長制度を設けた後の退職予定日」の欄には、その者が雇用延長制度を設けた後の退職予定日に達する前に死亡し、又は退職した場合であっても、当初予定されていた退職予定日を記入すること。なお、複数の制度が設けられた場合には、その者に退職するまでの期間が最長となる制度が適用されたとした場合の退職予定日を記入すること。
4. ③及び④の「年齢」の欄には、今回の支給申請について、12月末日現在の満年齢を記入すること。
5. ③及び④の「雇入年月日」の欄には、今回の支給申請に係る事業所において、その者を雇い入れた年月日を記入すること。また、今回の支給申請に係る雇用延長制度が再雇用である場合には、同欄の()内に再雇用した年月日を記入すること。
6. 今回の支給申請について、③欄に記入された者が④欄にも含まれる場合には、その者の氏名のみを計入するだけで足りること。
7. ④の「雇用延長制度」の欄は、a. 定年延長 b. 勤務延長 c. 再雇用 d. 出向のうちその者に適用される雇用延長制度が該当するものを○で囲むこと。また、※欄には記入しないこと。
8. ⑤の「過去における退職年齢の引下げの有無」の欄は、過去において、労働協約又は就業規則により設けられていた定年又は雇用延長制度(勤務延長、再雇用、出向)の退職年齢が引き下げられたことがある場合に「有」を○で囲むこと。また、「過去における最高の退職年齢」の欄及び「過去における最高の退職年齢の適用期間」の欄は、「過去における退職年齢の引下げの有無」の欄を「有」とした場合のみ記入すること。

出 向 先 事 業 所 一 覧

(日本工業規格B列4)

項目 事業所の区分	① 出 向 先 事 業 所 名 称 所 在 地 電 話 番 号 ()	② 出 向 先 事 業 所 の 事 業 主 (事業主が法人である場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)	③ 今回の支給申請に係る 出 向 者 数	※ 関連事業主の判定	※ 備 考	※ ①及び②を管理 する公共職業安 定所
A	名 称 所 在 地 電 話 番 号 ()	氏 名 住 所	人	a 資本・資金 b 人 事 c 事業量等		
B	名 称 所 在 地 電 話 番 号 ()	氏 名 住 所	人	a 資本・資金 b 人 事 c 事業量等		
C	名 称 所 在 地 電 話 番 号 ()	氏 名 住 所	人	a 資本・資金 b 人 事 c 事業量等		
D	名 称 所 在 地 電 話 番 号 ()	氏 名 住 所	人	a 資本・資金 b 人 事 c 事業量等		
E	名 称 所 在 地 電 話 番 号 ()	氏 名 住 所	人	a 資本・資金 b 人 事 c 事業量等		
合 計			人			

(注意) ※欄は、記入しないこと。

様式第3号

高年齢者雇用確保助成金支給決定通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 印

昭和 年 月 日付け支給の申請のあった高年齢者雇用確保助成金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1.高年齢者雇用確保助成金支給決定額		円
2.高年齢者雇用確保助成金の支給要件に該当となった者		人
3.高年齢者雇用確保助成金の支給要件に該当しなかった者		人
3 の 内 訳	氏 名	理 由
支 払 方 法	1 送金 : 国庫金送金通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますので希望銀行で受領下さい。 2 銀行振込 : 国庫金振込通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますので御承知下さい。	

注意 1 偽りその他不正行為によって定年延長奨励金の支給を受けた場合は支給した定年延長奨励金の返還を求められることがあります。

2 この処分不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日（ただし、処分があった日の翌日から起算して 1 年）以内に都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

㊤ 様式第4号

高年齢者雇用確保助成金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 ㊤

昭和 年 月 日付けをもって、貴殿に対して行った高年齢者雇用確保助成金（支給金額 円）の支給処分のうち、 に係る支給処分（支給金額 円）については、下記の理由により、取り消したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分があった日の翌日から起算して1年）以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

記

⑥ 様式第5号

高 年 齢 者 雇 用 確 保 助 成 金 支 給 台 帳

事業所番号	事業所名	事業所の所在地	事業主氏名	大企業・ 中小企業
-------	------	---------	-------	--------------

雇用延長制度を設けた年月日	雇用延長制度	職 種	性 別	雇用延長制度を設ける前の定年年齢	雇用延長制度を設けた後の退職年齢	支 給 期 間	備 考
年 月 日	a・b・c・d		男 女	歳	歳	年度～ 年度	
年 月 日	a・b・c・d		男 女	歳	歳	年度～ 年度	
年 月 日	a・b・c・d		男 女	歳	歳	年度～ 年度	
年 月 日	a・b・c・d		男 女	歳	歳	年度～ 年度	
年 月 日	a・b・c・d		男 女	歳	歳	年度～ 年度	

支 給 年 月 日	支給額の算定の基礎となった労働者数	支 給 額
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円
年 月 日	人	円

- (注) 1. この台帳は事業所ごとに作成し保管すること。
2. 事業所番号は、雇用保険事業所の事業所番号を記入すること。
3. 雇用延長制度欄は、a.定年延長、b.勤務延長、c.再雇用、d.出向として、該当するものを○で囲むこと。

3. 地域雇用促進給付金支給要領

地域雇用促進給付金支給要領

I 趣 旨

雇用機会が不足している地域及び市町村等の協力を得て雇用機会の開発を行う必要のある地域における雇用機会の増大と労働者の生活の安定を図るため、雇用機会が不足している地域又は市町村等の協力を得て雇用機会の開発を行う必要のある地域において、事業場を新・増設し、当該地域に居住する求職者を公共職業安定所の紹介により、常用労働者として雇い入れた事業主に対して地域雇用促進給付金を支給しようとするものである。

なお、市町村等の協力を得て雇用機会の開発を行う必要のある地域におけるこの給付金の支給は、57年度から実施される地域雇用開発推進事業の一環として行われるものであり、当該事業の趣旨に即した効果的な活用を図るものとする。

II 地域雇用促進給付金の種類

地域雇用促進給付金は、地域雇用奨励金及び地域雇用移転給付金とする。

III 地域雇用奨励金

1. 支給対象事業主

(1) 地域雇用奨励金（以下「奨励金」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業主に対して支給するものとする。

イ 雇用保険の適用事業の事業主であること。

ロ 雇用機会が不足している地域として労働大臣が指定する地域（以下「雇用機会不足地域」という。）又は市町村その他の関係者の協力を得て雇用機会の開発を行う必要のある地域として労働大臣が指定する地域（以下「雇用開発地域」という。）において、製造業その他雇用機会の増大に資すると認められる業種に属する事業の事業所の用に供する施設又は設備の新設又は増設（以下「事業場の新・増設」という。）を行う事業主であること。

この場合において、「その他雇用機会の増大に資すると認められる業種」とは、当該業種に属する事業場の新・増設により、当該業種以外の事業場の新・増設を誘発し、当該雇用機会不足地域又は雇用開発地域における雇用の増大に寄与すると認められる業種をいう。

また、「事業場の新・増設」とは、当該新・増設に係る施設又は設備でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 500 万円を超える場合をいうものとする。

ハ 次の(イ)又は(ロ)に該当する事業主であること。

(イ) 雇用機会不足地域において、当該事業場の新・増設に伴い、当該新・増設に係る事業の操業開始日の前後各 3 カ月間に、当該事業場に通常通勤できる範囲内の当該地域に居住する求職者を、公共職業安定所（以下「安定所」という。）の紹介により、常用労働者として雇い入れた事業主であること。

この場合において、「操業開始日の前後各 3 カ月」とは、操業開始日の属する月の前 3 カ月と操業開始日の属する月を含む後 3 カ月とする（(ロ)において同じ。）。

また、「当該事業場の新・増設に伴い雇い入れる」とは、当該事業場における離職者の補充分としての雇入れその他事業場の新・増設に伴い直接必要となった労働者以外のものの雇入れは含まないものであるが、通常、当該事業場における常用労働者が総体として雇い入れた人数以上に増加していれば、当該雇入れは、当該事業場の新・増設に伴うものとして差し支えないものとする（(ロ)において同じ。）。

(ロ) 雇用開発地域において、当該事業場の新・増設に伴い、当該新・増設に係る事業の操業開始日の前後各 3 カ月間に、当該事業場に通常通勤できる範囲内の当該地域に居住する求職者を、安定所の紹介により、常用労働者として 3 人以上雇い入れた事業主であって、当該雇入れ前に、地域雇用開発方針を策定・公表した地域雇用開発推進会議に当該新・増設に伴う労働者の雇入れに関する計画（以下「雇

入れ計画」という。)を提出し、当該雇入れ計画について同会議の意見を聴いたものであること。

この場合において、「地域雇用開発方針」及び「地域雇用開発推進会議」とは、昭和57年4月5日付け職発第128号「地域雇用開発推進事業の実施について」の別添「地域雇用開発推進事業実施要領」に規定する地域雇用開発方針及び地域雇用開発推進会議をいい、雇入れ計画及び同会議の意見聴取は、当該実施要領に定める様式又は方法によるものに限ることとする。以下同じ。

なお、下記(3)のイ及びロに掲げる場合における当該支給調整の対象となる雇入れ労働者は、「3人以上」に含めて算定することができるものであること。

(2) 上記(1)にかかわらず、国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しては、奨励金は支給しないものとする。

(3) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、奨励金は支給しないものとする。

イ 同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金、地域改善対策対象地域雇用促進給付金、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金又は炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和56年通商産業省令・労働省令第1号）第5条に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、又は受けることができる者を雇い入れる場合

ロ 職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。以下同じ。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合

ハ 過去において、奨励金の支給を受けたことのある事業主が当該支給の対象となった者を再び雇い入れる場合

2. 支 給 額

奨励金の額は、次に掲げる事業主の区分に応じ、支給要件に係る労働者

(以下「支給対象労働者」という。) 1 人につき、次のとおりとする。

(1) 1 の(1)のハの(イ)に該当する事業主 月額 17,000円

(2) 1 の(1)のハの(ロ)に該当する事業主 月額 27,000円

ただし、同一の事由により、1 の(1)のハの(イ)及び(ロ)のいずれにも該当することとなる事業主については、支給対象労働者 1 人につき月額 27,000円とする。

3. 支給期間

(1) 奨励金の支給期間は、操業開始日の属する月を含む後 3 カ月の翌月から起算して12カ月とする。

(2) 上記(1)にかかわらず、支給期間の中途において、事業主が支給対象労働者を雇用しなくなった場合における支給期間は、雇用しなくなった日の属する月の前月（雇用しなくなった日の属する月において16日以上雇用したときは、その月）までの期間とする。

4. 受給資格の決定申請の手続

(1) 奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、操業開始日の属する月を含む後 3 カ月の翌月の末日まで（ただし、その日までに申請しななかつたことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から 7 日以内）に、申請者の事業所の所在地を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）の長に、受給資格の決定を申請しなければならない。

(2) 受給資格の決定の申請は、地域雇用奨励金受給資格決定申請書（㊤様式第 1 号）（以下「資格決定申請書」という。）及び事業場新・増設証明書（㊤様式第 2 号）を提出して行うものとする。

この場合、支給対象労働者が、管轄安定所以外の安定所の紹介により就職したものであるときは、紹介を行った安定所の長の発行する就職証明書（㊤様式第 3 号）を添付しなければならない。

5. 受給資格の決定及び受給資格決定の通知

(1) 管轄安定所の長は、資格決定申請書が提出されたときは、申請者に係る事業所の所在地、添付書類の有無等を確認のうえこれを受理する。

(2) 受給資格の有無の確認及び決定は申請のつど次によって行う。

イ 受給資格の有無については、資格決定申請書、添付書類の記載事項等により、支給対象労働者、支給対象事業主ごとに次により確認して決定すること。

(イ) 支給対象労働者の受給資格の有無は資格決定申請書及び就職証明書により確認して決定すること。

(ロ) 申請者の受給資格の有無は資格決定申請書及び事業場新・増設証明書により確認して決定すること。さらに、1の(1)のハの(ロ)に掲げる事業主からの申請にあっては、申請者が地域雇用開発推進会議に雇入れ計画を提出し、それについて同会議の意見を聴いたかどうか及び聴いた場合はその日について、雇入れ計画又はその写、会議議事録等により併せ確認する（管轄安定所が同会議の事務局でない場合は、必要に応じ、同会議の事務局たる安定所に照会すること。）とともに、当該意見聴取日以後の常用労働者としての雇入れが3人以上となっていることを確認すること。

ロ 上記イにより確認が困難であるときは、管轄安定所の長は、住民票等必要な書類の提出を求め又は必要な調査を行うこと。

ハ 支給対象労働者の全部又は一部について受給資格がないと決定したときは、資格決定申請書の処理欄にその旨及び理由を記入すること。

ニ 申請者の受給資格があると決定したときは、資格決定申請書の処理欄に受給資格決定番号、決定年月日を記入すること。

ホ 申請者の受給資格がないと決定したときは、資格決定申請書の下部の余白にその旨及び理由を記入すること。

(3) 管轄安定所の長は、受給資格の有無について決定したときは、地域雇用奨励金受給資格決定通知書（㊤様式第4号）（以下「資格決定通知書」という。）により申請者に通知する。

6. 支給申請の手続

(1) 申請者は、操業開始日の属する月を含む後3カ月の翌月から起算して最初の6月を第1期、次の6月を第2期とした各期（以下「支給対象期」

という。)の経過するごとに、当該支給対象期分の奨励金について、支給対象期の経過後1月以内(ただし、1月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内)に管轄安定所の長に支給を申請しなければならない。

- (2) 支給の申請は、地域雇用奨励金支給申請書(㊤様式第5号)(正本、副本各1部)(以下「支給申請書」という。)を提出して行うものとする。

この場合、申請者は、上記5の(3)による資格決定通知書を添付しなければならない。

7. 支給の決定及び支給決定の通知

- (1) 管轄安定所の長は、支給申請書が提出されたときは、申請者の事業所の所在地等を確認のうえ、これを受理する。

- (2) 支給の決定は、申請のつど次によって行う。

イ 受給資格の有無は、支給申請書に添付された資格決定通知書によって確認すること。

ロ 支給対象期中の雇用の実績については、支給申請書の記載事項によって確認すること。

ハ 上記ロにおいて確認が困難であるときは、管轄安定所の長は、賃金台帳等必要な書類の提出を求め又は必要な調査を行うこと。

ニ 支給を決定したときは、支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日、支給決定額を記入のうえ、その正本を都道府県支出負担行為担当官あて送付するものとする。

ホ 申請にかかる支給対象労働者の全部又は一部について不支給を決定したときは、処理欄の備考欄にその旨及び理由を記入すること。

- (3) 管轄安定所の長は、支給を決定したときは、地域雇用奨励金支給決定通知書(㊤様式第6号)(以下「支給決定通知書」という。)により申請者に通知する。

なお、申請にかかる支給対象労働者の一部について不支給を決定したときは、その者の氏名及び理由を備考欄に記載すること。

- (4) 管轄安定所の長は、不支給を決定したときは、適宜の様式により、不

支給とした理由及び当該不支給決定処分に対して不服がある場合は行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる旨を申請者に通知する。

- (5) 管轄安定所の長は、支給決定通知書又は不支給決定を通知する書類の送付と同時に支給申請書に添付された資格決定通知書を申請者に返戻するものとする。

8. 支出負担行為等

支出負担行為、支出等地域雇用奨励金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号）によるものとする。

9. 返 還

- (1) 管轄安定所の長は、奨励金の支給を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

イ 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合。

ロ 支給期間中に支給対象労働者を雇用しなくなった場合。ただし、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する場合を除く。

(イ) 支給対象労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合

(ロ) 支給対象労働者が自己の都合により退職した場合

(ハ) 支給対象労働者が死亡した場合

(ニ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったため解雇した場合

- (2) 管轄安定所の長は、上記(1)のイ又はロに該当する事案を発見した場合は、地域雇用奨励金支給決定取消通知書（㊤様式第7号）により、返還すべき額に係る支給処分を取消す旨を申請者に通知する。

- (3) 返還金等の債権の発生通知及び調査確認等の事務については、昭和54年3月6日付け職発第64号「債権管理事務取扱要領」の第3の3不正受給金返納金債権（その3）及び5過誤払金返納金債権（その2）により行うものとする。

地域雇用奨励金受給資格決定申請書

受給資格決定に関する事項	①雇用保険事業所番号			④事業の種類			⑤常時雇用する労働者数	人
	②事業所名							
	③事業所所在地	(TEL)						
	⑥雇入れ計画提出の有無	有 ・ 無		⑦地域雇用開発推進会議の意見聴取の有無及びその年月日	有 ・ 無 (年 月 日)			
	⑧氏名	大昭 年 月 日	大昭 年 月 日	大昭 年 月 日	大昭 年 月 日			
	生年月日	大昭 年 月 日	大昭 年 月 日	大昭 年 月 日	大昭 年 月 日			
	性別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女			
	⑨雇用年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
	⑩他の給付金等の受給の有無	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()			
	⑪現住所							
⑫対象労働者の確認印	⑧⑨⑪欄を確認した ⑫	⑧⑨⑪欄を確認した ⑫	⑧⑨⑪欄を確認した ⑫	⑧⑨⑪欄を確認した ⑫				
上記の者にかかる地域雇用奨励金を受けたいので申請します。なお、上記の者を地域雇用奨励金受給満了後においても常用労働者として雇用します。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 住所 申請事業主 氏名 ⑫ (事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、 法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)								
棄 処 理 欄	受給資格 決定年月日	年 月 日	⑧欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当	⑧欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当	⑧欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当	⑧欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当		
	受給資格 決定番号	第 号	[]	[]	[]	[]		
	資格決定	人	決 裁 欄	所 長	次 長	統括職業 指導官	上席職業 指導官	職業指導官

事業場新增設証明書

① 事業所名		
② 事業主名		
③ 事業所所在地		
施設 又は 設備	④ 名称	
	⑤ 目的	
	⑥ 価格	
	⑦ 設置年月日	
	⑧ 操業開始年月日	
備考		

(施設
設備) の設置は上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

工事施行又は販売の 事業所所在地

事業所名

事業主名



就 職 証 明 書

① 氏 名	
② 生 年 月 日 性 別	大 昭 年 月 日 男 ・ 女
③ 住 所	
④ 就職先事業所名及び 事業主名	
⑤ 事 業 所 所 在 地	
⑥ 就 職 年 月 日	年 月 日
備 考	

上記の者は、当公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職した者であることを証明する。

昭和 年 月 日

公 共 職 業 安 定 所 長 印

地域雇用奨励金受給資格決定通知書

受給資格決定に関する事項	① 雇用保険事業所番号			④ 事業の種類			⑤ 常時雇用する労働者数			
	② 事業所名									
	③ 事業所所在地	(TEL)								
	⑥ 雇入れ計画提出の有無	有 ・ 無		地域雇用開発推進会 ⑦ 議の意見聴取の有無 及びその年月日		有 ・ 無 (年 月 日)				
	⑧ 氏 名	大 昭		大 昭		大 昭		大 昭		
	生 年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
	性 別	男 ・ 女		男 ・ 女		男 ・ 女		男 ・ 女		
	⑨ 雇用年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
	⑩ 他の給付金等の受給の有無	有 ・ 無 ()		有 ・ 無 ()		有 ・ 無 ()		有 ・ 無 ()		
	⑪ 現 住 所									
受給資格決定 年 月 日	年 月 日	⑧ 欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当		⑧ 欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当		⑧ 欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当		⑧ 欄の者に係る 受給資格 有 ・ 無 雇用開発地域関係 該当・非該当		
受給資格決定 番 号	第 号	〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕		
地域雇用奨励金の受給資格について上記のとおり決定したので通知します。 昭和 年 月 日 殿 公 共 職 業 安 定 所 長 印 ※ この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年）以内に都道府県知事に対して審査請求をすることができます。										

- (注) 1. この申請書は、操業開始日の属する月を含む後3カ月の翌月の末日までに、対象労働者雇用事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
2. ④欄には、当該事業所において行う主たる事業内容を日本標準産業分類の細分類(又は小分類)によって記入すること。ただし、記入することができない場合は、主たる事業内容を略記すること。
3. ⑥欄においては、当該事業場の新・増設に伴う労働者の雇入れに関する計画を地域雇用開発推進会議(その事務局たる公共職業安定所)に提出した場合には「有」を、それ以外の場合には「無」を、それぞれ○で囲むこと。
4. ⑦欄においては、⑥欄の雇入れ計画について、地域雇用開発推進会議の意見を聴いた場合には「有」を、それ以外の場合には「無」を、それぞれ○で囲み「有」の場合には、当該意見聴取年月日を記入すること。
5. ⑩欄においては、対象労働者について、同一の事由により特定求職者雇用開発助成金若しくは地域改善対象地域雇用促進給付金の支給を受けることとなった場合、又は職場適応訓練費(短期の職場適応訓練に係るものを除く。)の支給を受け若しくは受けたことがある場合には「有」を、それ以外の場合には「無」を、それぞれ○で囲み、「有」の場合には支給を受け、又は受けることとなった給付金名を記入すること。
6. ⑫欄には、対象労働者に⑧、⑨、⑪欄を確認させ、私印を捺印させること。
ただし、解雇、死亡等の場合であって、捺印できないときは、この限りでない。
7. ※欄は、記入しないこと。
8. 「地域雇用奨励金受給資格決定通知書」は、「地域雇用奨励金支給申請書」(㊤様式第5号)を提出するとき添付すること。

地 域 雇 用 奨 励 金 支 給 申 請 書 ④

受給資格認定に関する事項	① 雇用保険事業所番号			希望する支払方法 ④	a 国庫金送金	希望金融機関店舗名
	② 事業所名				b 国庫金振込	取引金融機関店舗名
	③ 事業所所在地	(TEL)				口座名義 口座の種類 口座番号
対象労働者の状況	⑤ 氏 名	大 昭	大 昭	大 昭	大 昭	大 昭
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
	⑥ 雇 用 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	⑦ 受給資格決定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
支給に関する事項	⑧ 受給資格決定番号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	⑨ 当該申請時の奨励金の受給状況	初 回 ・ 第 2 回	初 回 ・ 第 2 回	初 回 ・ 第 2 回	初 回 ・ 第 2 回	初 回 ・ 第 2 回
支給に関する事項	⑩ 支給対象となる 6 ヶ月間のうち常用労働者として雇用した月	年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月	年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月	年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月	年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月	年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月 年 月 月
	⑪ 対象労働者の確認印	⑩欄を確認した ⑩	⑩欄を確認した ⑩	⑩欄を確認した ⑩	⑩欄を確認した ⑩	⑩欄を確認した ⑩
	⑫ 対象労働者が解雇・退職・死亡又は日雇となった理由と年月日	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
上記により地域雇用奨励金の支給を申請します。 昭和 年 月 日 申請事業主 住 所 氏 名 ④ 公共職業安定所長 殿 (事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)						
※ 処 理 欄	支給決定額の内訳	円	円	円	円	円
	支給決定額	人	円	支給決定年月日	年 月 日	支給決定番号
	備考					
決 裁 欄	所 長	次 長	統 括 指 導 官	上 席 指 導 官	職 業 指 導 官	担 当

- (注) 1. この申請書は、操業開始日の属する月を含む 3 ヶ月の翌月から起算して最初の 6 月を第 1 期、次の 6 月を第 2 期とした各期 (以下「支給対象期」という。) の経過すること、に、支給対象の経過後 1 月以内に、事業所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
2. ⑦、⑧欄は、「地域雇用奨励金受給資格決定通知書」に記載されたものを記入すること。
3. ⑨欄は、該当するものを○で囲むこと。
4. ⑪欄には、対象労働者に⑩欄を確認させ、私印を捺印させること。ただし、解雇、死亡等の場合であって、捺印できないときは、この限りでない。
5. ※欄は記入しないこと。

地域雇用奨励金支給申請書 ⑤

受給資格認定に関する事項	対象労働者	① 雇用保険事業所番号			希望する支払方法④	a 国庫金送金	希望金融機関店舗名	
		② 事業所名				b 国庫金振込	取引金融機関店舗名	
		③ 事業所所在地	(TEL)				口座名義 口座の種類 口座番号	
	対象労働者の状況	⑤ 氏名	大 昭 年 月 日	大 昭 年 月 日	大 昭 年 月 日	大 昭 年 月 日		
		生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
		性別	男・女	男・女	男・女	男・女		
		⑥ 雇用年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
		⑦ 受給資格決定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	支給に関する事項	⑧ 受給資格決定番号	第 号	第 号	第 号	第 号		
		⑨ 当該申請時の奨励金の受給状況	初回・第2回	初回・第2回	初回・第2回	初回・第2回		
⑩ 支給対象となる6ヵ月間のうち常用労働者として雇用した月		年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月			
支給に関する事項	⑪ 対象労働者の確認印	⑪欄を確認した ⑫	⑪欄を確認した ⑫	⑪欄を確認した ⑫	⑪欄を確認した ⑫			
	⑬ 対象労働者が解雇・退職・死亡又は日雇となった理由と年月日	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)			
上記により地域雇用奨励金の支給を申請します。 昭和 年 月 日 申請事業主 住所 氏名 ⑭ 公共職業安定所長 殿 (事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)								
※ 処 理 欄	支給決定額の内訳	円	円	円	円			
	支給決定額	人	円	支給決定年月日	年 月 日			
	備考							
上記のとおり支給することを決定したので通知します。 労働主管部長 殿 公共職業安定所長 ⑮								

地域雇用奨励金支給決定通知書

殿

昭和 年 月 日付けで支給の申請があった地域雇用奨励金について、下記の
のとおり支給することに決定したので通知します。

昭和 年 月 日

公 共 職 業 安 定 所 長 印

記

支 給 決 定 金 額		円	
支 給 対 象 労 働 者 氏 名	支 給 金 額	備 考	
	円		
支 給 方 法	送 金 : 国庫金送金通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますので希望銀行で 受領下さい。 銀行振込 : 国庫金振込通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますのでご承知下さい。		

- この決定に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分が
あった日の翌日から起算して1年）以内に都道府県知事に対して審査請求をすることができます。
- 地域雇用奨励金の返還

次の各号のいずれかに該当する場合は返還を求めます。

 - 偽りその他不正の手段により、地域雇用奨励金の支給を受けた場合
 - 支給期間中に、次のイからニまでのいずれかに該当する場合を除き、支給対象労働者を雇用しなくな
った場合
 - 支給対象労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合
 - 支給対象労働者の自己の都合により退職した場合
 - 支給対象労働者が死亡した場合
 - 天災、その他公共職業安定所所長がやむを得ないと認める理由により事業の継続が不可能となったた
め解雇した場合
- 公共職業安定所から地域雇用奨励金の支給に関して報告又は調査を求められたときは、御協力下さい。

地域雇用奨励金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 印

昭和 年 月 日付けをもって、貴殿に対して行った地域雇用奨励金
(支給金額 円)の支給処分のうち、 に係る支給処分(支
給金額 円)については、下記の理由により取り消したので通知し
ます。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日か
ら起算して60日(ただし、処分があった日の翌日から起算して1年)以内に、
都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

記

IV 地域雇用移転給付金

1. 支給対象事業主

地域雇用移転給付金（以下「給付金」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業主に対して支給するものとする。ただし、国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しては給付金は支給しないものとする。

(1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。

(2) 次のイ又はロに該当する事業主であること。

イ 地域雇用奨励金の支給対象事業主（下記ロに該当する事業主を除く。）

であって、地域雇用奨励金の支給対象となる事業場の新・増設に伴い、その操業開始日の前後各3箇月間に、当該事業所を有する企業の当該雇用機会不足地域又は雇用開発地域以外にある事業所から被保険者である従業員（当該事業主に継続して6箇月以上雇用されているものに限る。ロにおいて同じ。）を当該新・増設に係る事業所の事業に従事させるため移転させ、かつ、当該事業所において移転後も引き続き雇用することが見込まれるものであること。

この場合において、当該新・増設に係る事業所における離職者の補充充分としての被保険者の移転その他事業場の新・増設に伴い直接必要となった被保険者以外の被保険者の移転を含めないこと。

ロ 製造の事業を行う事業主（その資本の額若しくは出資の総額が1億円を超えないもの又はその常時雇用する労働者の数が300人を超えないものに限る。）であって、工業再配置に係る工場移転に伴い、当該移転開始日から起算して2年が経過するまでの間に、雇用保険の被保険者である従業員を移転させ、かつ、当該事業において移転後も引き続き雇用することが見込まれるものであること。

この場合において、「工業再配置に係る工場移転」とは、工業再配置促進法第2条第1項に規定する移転促進地域内にある製造の事業の用に供する工場の全部又は一部を同条第2項に規定する誘導地域に移転することをいう。

(3) 労働協約、就業規則等に基づき当該移転従業員の住居の移転に要する費用の負担を行う事業主であること。

(4) 安定所の長が当該移転従業員の移転が必要であると認めたものであること。

この場合、次のいずれかに該当するときは、住所又は居所の変更が必要であると認めるものとする。

イ 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤するための往復所要時間がおおむね4時間以上であるとき

ロ 交通機関の始(所)発等の便が悪く、通勤(所)に著しい障害を与えるとき

ハ 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき

2. 給付金の額

給付金は、支給要件に係る移転従業員（以下「支給対象従業員」という。）の移転について、上記1の(3)により事業主が負担した費用に相当する額（その額が以下に掲げる額の合計額を超えるときは、当該合計額）を支給するものとする。

ただし、上記1の(2)のイに該当する事業主については、当該費用の負担に係る支給対象従業員の人数が地域雇用奨励金の支給対象労働者（上記Ⅲの1の(3)のイからハまでに掲げる場合における奨励金の支給要件に係る雇入れ労働者を含む。）の数（その数が300人を超えるときは、300人とする。）を超えるときは、その超える数の者の当該費用の負担に係る給付金は支給しないものとする。

なお、以下に掲げる額（着後手当を除く。）は、移転従業員の旧居住地から新居住地までの通常の順路に従って計算するものとする。

(1) 鉄道賃

国家公務員の8等級の職務にある者の旅費計算の場合に準じて計算した額

(2) 船賃

2 等運賃相当額（鉄道連絡線にあっては、普通旅客運賃相当額）

(3) 車 賃

1 キロメートルにつき 23 円として計算した額

(4) 移転料

親族を随伴する場合にあっては次の表に掲げる額とし、親族を随伴しない場合にあってはその額の 2 分の 1 に相当する額

鉄道賃の額の計算 の基礎となる距離 (単位キロメートル)	50未満	50以上 100未満	100以上 300未満	300以上 500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上 2,000未満	2,000 以上
移転料額(単位円)	69,000	80,000	98,000	121,000	161,000	169,000	181,000	210,000

この場合において、路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって、鉄道 1 キロメートルとみなす。

(5) 着後手当

親族を随伴する場合にあっては 29,200 円とし、親族を随伴しない場合にあっては 14,600 円

3. 支給申請の手続

給付金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより支給申請の手続を行うものとする。

(1) 1 の(2)のイに該当する事業主

申請者は、地域雇用奨励金の受給資格の決定申請と併せて、「地域雇用移転給付金支給申請書」（㊤様式第 8 号）（正本 1 部、副本 1 部）（以下「支給申請書」という。）を管轄安定所の長に提出しなければならない。この場合に、支給対象従業員が家族を随伴するときは、その家族がその者の収入によって生計を維持されている者であることを証明するに足る書類を添付しなければならない。

(2) 1 の(2)のロに該当する事業主

イ 申請者は、当該工場の移転に関する事項を記載した工業再配置移転計画書（㊤様式第 9 号）（正本 1 部、副本 1 部）（以下「移転計画書」

という。)を移転前の工場を管轄する安定所に事前に提出しなければならない。

ただし、当該移転工場に係る2回目以降の申請については記載内容に変更がない限り再提出する必要はない。

- ロ 申請者は、支給対象従業員の移転の日から起算して1箇月以内に支給申請書を当該移転後の工場の所在地を管轄する安定所の長に提出しなければならない。この場合に、支給対象従業員が家族を随伴するときは、その家族がその者の収入によって生計を維持されている者であることを証明するに足る書類を添付しなければならない。

ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由がやんだ後7日以内に申請書を提出することができる。

4. 支給の決定及び支給決定の通知

- (1) 安定所の長は、給付金の支給の申請を受けたときは、地域雇用奨励金の受給資格決定申請書、支給申請書及び添付書類の記載事項並びに必要なに応じ関係書類の提出を求める等によって審査し、支給の決定を行うものとする。

- (2) 安定所の長は、支給を決定したときは、支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日、支給決定金額を記入のうえ、その正本を都道府県支出負担行為担当官あて送付するものとする。

なお、申請に係る給付金の一部について不支給を決定したときは、支給申請書の処理欄の備考欄にその旨及び理由を記入すること。

- (3) 安定所の長は、支給を決定したときは、地域雇用移転給付金支給決定通知書(㊤様式第10号)により申請者に通知する。

なお、申請に係る給付金の一部について不支給を決定したときは、その旨及び理由を備考欄に記載すること。

- (4) 安定所の長は、不支給を決定したときは、適宜の様式により、不支給とした理由及び当該決定処分に対して不服がある場合は行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる旨を申請者に通知するものとする。

5. 支出負担行為等

支出負担行為、支出等地域雇用移転給付金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号）によるものとする。

6. 返 還

- (1) 給付金の支給を決定した安定所の長は、給付金の支給を受けた者が次のイ又はロに該当する場合には、地域雇用移転給付金支給決定取消通知書（㊤様式第11号）により当該各号に掲げる額に係る支給処分を取消す旨の通知を行うものとする。

イ 偽りその他不正の行為によって給付金の支給を受けた場合支給した給付金の全部又は一部

ロ 給付金の支給すべき額を超えて給付金を支給した場合支給すべき額を超える部分に相当する額

- (2) 返還金の債権管理等

債権の発生通知及び調査確認等の事務については、昭和54年3月6日付け職発第64号「債権管理事務取扱要領」の第3の3、不正受給金返納金債権(その3)及び5 過誤払金返納金債権(その2)により行うものとする。

地域雇用移転給付金支給申請書

⑧

申 請 者	事 業 所 名	①										
	事 業 主 名	②										
	事 業 所 所 在 地	③										
移 転 前 の 工 場	従 業 員 数	④	人	資 本 金 又 は 出 資 の 額	⑤	円						
	名 称	⑥										
	所 在 地	⑦										
移 転 従 業 員	氏 名	⑧					雇 用 保 険 被 保 険 者 番 号	⑩				
	移 転 前 の 住 (居) 所	⑨					資 格 取 得 年 月 日	⑫ 年 月 日				
	移 転 後 の 住 (居) 所	⑪					移 転 年 月 日	⑬ 年 月 日				
⑭ 当該移転に伴い事業主が負担した額		円										
⑮ 移転従業員及び家族	※ 鉄 道 賃		※ 船 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料		※ 着 後 手 当		※ 計	
	距離	運賃	急行料	計	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額		
⑯ 本 人	キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	
⑰ 家 族												
※ 合 計								キロメートル	円	円		
⑱ 移転従業員の確認		上記のとおり相違ありません。氏 名 ⑲										
⑳ 希望する支払方法	1 国庫金送金	希望金融機関店舗名 ()				2 国庫金振込	(1)取引金融機関店舗名 () (3)口座の種類 ()		(2)口座名義 () (4)口座番号 ()			
上記により地域雇用移転給付金の支給を申請します。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請事業主名 ⑳												
※ 処 理 欄	支 給 決 定 年 月 日		年 月 日 決 定		備 考							
	支 給 決 定 番 号		第 号		不決定 ()							
	支 給 額		円									
	所 長	次 長	統括職業指導官	上席職業指導官	職 業 指 導 官	担 当						

注 意 1. ④欄及び⑤欄には、当該企業的全従業員数及び資本金又は出資の額を記入すること。
 2. ⑥欄及び⑦欄には、工業再配置に係る移転についてのみ記入すること。
 3. ⑩家族欄には、随伴する家族のうち申請者の収入によって生計を維持している者だけを記入し、その事実を証明するに足る書類を添付すること。
 4. ※⑲欄には、記入しないこと。

地域雇用移転給付金支給申請書

正

申 請 者	事業所名 ①											
	事業主名 ②											
	事業所所在地 ③											
移転前の工場	従業員数 ④					人		資本金又は出資の額		⑤	円	
	名称 ⑥											
	所在地 ⑦											
移転従業員	氏 名 ⑧					雇用保険 被保険者番号		⑩				
	移転前の住(居)所 ⑨					資格取得年月日		⑫ 年 月 日				
	移転後の住(居)所 ⑬					移転年月日		⑬ 年 月 日				
⑭ 当該移転に伴い事業主が負担した額		円										
⑮ 移転従業員及び家族		※ 鉄 道 賃		※ 船 賃		※ 車 賃		※ 移転料		※ 着後手当		※ 計
		距離	運賃	急行料	計	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	
⑯ 本 人		キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円
⑰ 家 族												
※ 合 計									キロメートル	円		円
⑱ 移転従業員の確認		上記のとおり相違ありません。 氏 名 ㊟										
⑲ 希望する 支払方法	1 国庫金送金	希望金融機関店舗名 ()		2 国庫金振込	(1)取引金融機関店舗名() (2)口座名義 ()		(3)口座の種類() (4)口座番号 ()					
上記により地域雇用移転給付金の支給を申請します。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請事業主名 ㊟												
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年 月 日		決 定		備					
	支給決定番号		第 号		不決定()		考					
	支 給 額		円									
	上記のとおり支給することを決定したので通知する。 公共職業安定所長 ㊟ 労働主管部長 殿											

工業再配置移転計画書

(日本工業規格 B 列 5)

		記入者氏名				電話番号				
企 業		名 称				資本金又は出資の額				
		本社所在地				従業員数				
移 転 工 場 に 関 する 事 項	移 転 前 工 場	名 称								
		所 在 地								
		主たる製品								
	移 転 先 工 場	名 称								
		所 在 地								
		主たる製品								
	移 転 形 態		全 面 移 転 ・ 一 部 移 転							
	移 転 開 始 年 月 日		年 月 日		移 転 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日			
	移 転 工 場 の 従 業 員 に 関 する 事 項	区 分		移 転 開 始 時 の 従 業 員 数				備考		
				うち移転が予定される従業員数						
男 子		45 歳 以 上								
		45 歳 未 満								
		小 計								
女 子		45 歳 以 上								
		45 歳 未 満								
		小 計								
計										
上記のとおり移転計画書を提出します。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 移転工場を代表する者の氏名										

④

- 注意
1. 移転開始とは、移転先において平常の業務を行う従業員が移転を開始することをいう。
 2. 移転完了とは、移転を予定されるすべての従業員が移転を完了することをいう。
 3. 移転開始時の従業員数とは移転開始直前における旧工場の従業員数のことである。
 4. うち移転が予定される従業員数にはすでに移転を完了している従業員を含む。
 5. 備考欄には、特記事項を記入する。

地域雇用移転給付金支給決定通知書

殿

昭和 年 月 日付けで支給の申請があった地域雇用移転給付金について、
下記のとおり支給することに決定したので通知します。

昭和 年 月 日

公共職業安定所長 印

記

支給決定金額		金 円	
支給対象従業員氏名	支給金額	備 考	
	円		
支給方法	☐ 送 金 : 国庫金送金通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますので希望銀行で受領下さい。		
	☐ 銀行振込 : 国庫金振込通知書が都道府県（雇用保険主務課）から送付されますのでご承知下さい。		

- この決定に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分があった日の翌日から起算して1年）以内に都道府県知事に対して審査請求することができます。
- 地域雇用移転給付金の返還
次の各号のいずれかに該当する場合は返還を求めます。
 - 偽りその他不正の手段により、地域雇用移転給付金の支給を受けた場合
 - 支給期間中に、次のイからニまでのいずれかに該当する場合を除き、支給対象従業員を雇用しなくなった場合
 - 支給対象従業員の責めに帰すべき理由により解雇した場合
 - 支給対象従業員の自己の都合により退職した場合
 - 支給対象従業員が死亡した場合
 - 天災、その他公共職業安定所長がやむを得ないと認める理由により事業の継続が不可能となったため解雇した場合
- 公共職業安定所から地域雇用移転給付金の支給に関して報告又は調査を求められたときは、御協力下さい。

地域雇用移転給付金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 印

昭和 年 月 日付をもって貴殿に対して行った地域雇用移転給付金
(支給金額 円)については、下記の理由により、取り消したので
通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日か
ら起算して60日(ただし、処分があった日の翌日から起算して1年)以内に都
道府県知事に対して審査請求することができます。

記

4. 通年雇用奨励金支給要領

通年雇用奨励金支給要領

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第62条第2項及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第109条の規定に基づき、季節的業務に従事する労働者を通年雇用する事業主に対して支給する通年雇用奨励金は、この要領の定めるところにより支給する。

1 支給対象事業主

通年雇用奨励金（以下「奨励金」という。）は、次の(1)から(3)まですべてに該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に支給する。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ 別表の指定業種欄に掲げる業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を当該指定業種について定める同表の指定地域欄に掲げる地域（以下「指定地域」という。）に所在する事業所において行う事業主（当該事業所において当該指定業種について定める同表の指定期間欄に掲げる期間（以下「指定期間」という。）において指定業種以外の業種に属する事業を行うものを含む。）であること。

ロ 指定業種の区分に応じそれぞれ別表の移動期間欄に掲げる期間（以下「移動期間」という。）において指定地域以外の地域（以下「移動地域」という。）に移動して事業を行う事業主であって、当該指定業種に係る指定期間の初日（その日前1カ月の期間において移動地域に移動して事業を行う事業主にあつては、その移動の日）から当該指定期間の末日（その日後1カ月の期間において当該指定業種に係る指定地域に移動して事業を行う事業主にあつては、その移動の日）までの期間以外の期間において当該指定業種に属する事業を当該指定地域に所在する事業所において行うものであること。

- (2) 上記(1)のイ又はロの事業所において、奨励金の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）を当該年度における指定期間中（指定期間の中途

から雇用した対象労働者については、その雇用した日から指定期間の末日まで）継続して雇用し、かつ、それ以後においても、当該対象労働者を少なくとも次に掲げる日の前日（以下「継続雇用予定期限」という。）まで継続して雇用することが見込まれる事業主であること。

イ 第1回目の奨励金の対象労働者にあつては、翌々年度における指定期間の初日

ロ 第2回目及び第3回目の奨励金の対象労働者にあつては、翌年度における指定期間の初日

(3) 国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外の事業主であること（則第120条）。

2 対象労働者

対象労働者とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。ただし、①管理監督的業務に従事する者若しくは事業所に雇用される者のうち季節的業務に従事しない者、又は②過去2年間の就労の状況その他の事情から判断して、その雇用される事業所（上記1の(1)のロに掲げる事業主（以下「移動事業主」という。）に雇用される者にあつては、当該移動事業主が移動地域において事業を行う事業所その他の施設を含む。）の所在地域より遠隔の地域への出稼就労を常態とし、今後も、その状態が継続すると認められる者は、除くものとする。

(1) 第1回目の奨励金の対象労働者

次のイ又はロに該当する者

イ 指定業種について定められた当該年度（清酒製造業、でん粉製造業及び漁網製造業にあつては、前年度）における別表の採用期限日欄に掲げる日（以下「採用期限日」という。）以前から継続して雇用されている者であつて、この措置の適用を受けなかったならば指定期間中に失業給付を受けることとなるもの（以下「新規継続労働者」という。）

この場合において、「この措置の適用を受けなかったならば指定期間中に失業給付を受けることとなるもの」とは、当該年度における指定業

種について定められた別表の受給資格取得期限日欄に掲げる日（以下「受給資格取得期限日」という。）において法第14条第2項第1号に規定する受給資格（以下「受給資格」という。）又は法第39条第2項に規定する特例受給資格（以下「特例受給資格」という。）を得ている者（当該年度（清酒製造業、でん粉製造業及び漁網製造業にあっては、前年度）における採用期限日以前に受給資格を得ている者については、当該受給資格に基づき失業給付の支給を受けたことのない者に限る。）であって、前年度における受給資格取得期限日の翌日から指定期間の末日までの間当該支給対象事業主に継続雇用されていなかったもの（当該期間中に離職し、同一の事業主に再雇用された者については、当該期間中に受給資格又は特例受給資格の決定を受けた者に限る。）をいう。

ただし、前年度における受給資格取得期日の翌日から指定期間の末日までの間、当該支給対象事業主に継続雇用されていた者であっても、次の(イ)から(イ)までのいずれかに該当するものは、継続雇用されていなかったものとみなす。

- (イ) 前年度（清酒製造業、でん粉製造業及び漁網製造業にあっては、前々年度）における採用期限日の翌日から前年度における受給資格取得期限日までの間に失業給付を受けたことがある者
 - (ロ) 前年度において初めて当該支給対象事業主に係る奨励金の対象労働者となった者であって、前年度の指定期間経過後離職したもの
 - (ハ) 前年度において、当該支給対象事業主に係る積雪寒冷地冬期雇用促進給付金の対象労働者となったもの
 - (ニ) 上記(イ)、(ロ)又は(ハ)以外の者であって、公共職業安定所（以下「安定所」という。）の紹介により前年度（清酒製造業、でん粉製造業及び漁網製造業にあっては、前々年度）における採用期限日の翌日から前年度における受給資格取得期限日までの間に雇用されたもののうち前年度において当該支給対象事業主に係る奨励金の対象労働者とならなかったもの
- ロ 指定地域内の安定所の紹介を受けて、当該年度（清酒製造業、でん粉

製造業及び漁網製造業にあっては、前年度）における採用期限日の翌日から当該年度における受給資格取得期限日までの間に、新たに支給対象事業主に雇用された法第39条第2項に規定する特例受給資格者（法第57条第1項に規定する特例一時金受給者を含む。以下同じ。）であって、当該年度（清酒製造業、でん粉製造業及び漁網製造業にあっては、前年度）における採用期限日の翌日から当該年度における受給資格取得期限日までの間に安定所に出頭して求職の申込みをしたもの（以下「紹介労働者」という。）

(2) 第2回目の奨励金の対象労働者

前年度において、当該支給対象事業主が支給を受けた奨励金の対象労働者となった者であって、前年度における指定期間の経過後も継続して雇用されているもの（以下「継続労働者」という。）

(3) 第3回目の奨励金の対象労働者

前年度において、当該支給対象事業主が支給を受けた第2回目の奨励金の対象労働者となった者であって、前年度における指定期間の経過後も継続して雇用されているもの（以下「再継続労働者」という。）

3 支給額及び支給回数

(1) 支給額

奨励金の額は、対象労働者1人当たり、1指定期間につき、155,000円とする。

(2) 支給回数

イ 奨励金の支給回数は、同一支給対象事業主に雇用される同一対象労働者1人につき、3回（継続する3指定期間について支給されるものに限る。）を限度とする。

ロ 前年度において初めて当該支給対象事業主に係る奨励金の対象労働者となった者が、その後離職し、同一の事業主に再雇用されて再び対象労働者となった場合であって、当該支給対象事業主が、後記7の(1)のロにより前年度に支給を受けた奨励金の返還請求を受けたときは、当該対象

労働者に係る上記イの奨励金の支給回数の算定については、当該返還請求に係る奨励金の支給はなかったものとみなす。

4 支給事務手続

(1) 通年雇用届の提出

イ 奨励金の支給を受けようとする事業主は、当該年度（清酒製造業、でん粉製造業及び漁網製造業にあっては、前年度）における採用期限日の翌日から当該年度の受給資格取得期限日までの間に通年雇用届（別紙㊤様式第1号）及び下記ロの書類（各正副2通）を指定期間中に対象労働者となるべき者を雇用しようとする事業所の所在地を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）に提出するものとする。

この場合において、当該事業所が行う事業の種類が時期を異にして2以上であるときは、下記ロの(ロ)の書類については各事業ごとに提出されるものとし、そのうち a の(b)及び(c)並びに b の(b)及び(c)の書類には、当該事業の実施（予定）期間を明記させるものとする。

なお、下記ロの(ロ)の書類のうち、a の(a)及び(b)並びに b の(a)及び(b)については、当該事業主が前年度において奨励金の支給対象事業主となったものであり、かつ、当該事業主の行う事業の種類に変更のない場合には、その添付を省略して差し支えないものとする。この場合においては、とくに次の点に留意する。

(イ) 下記のロの(ロ)の書類のうち、a の(a)又は b の(a)の書類を省略させることとした場合には、通年雇用届の欄外適宜の場所に、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可番号、許可年月日等又は採石法（昭和24年法律第291号）あるいは砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による登録番号、登録年月日等を記載させるものとする。

(ロ) 下記ロの(ロ)の書類のうち、a の(b)又は b の(b)の書類を省略させることとした場合には、当該事業主が真に通年雇用を行い得るものであるかどうかを雇用及び賃金支払実績報告書（別紙㊤様式第4号）によって慎重に審査する。

ロ 添付書類

(イ) 雇用及び賃金支払実績報告書

(ロ) 事業の実施状況及び実施見込みに関する次の書類

a 建設業に属する事業を行う事業主にあつては、次に掲げる書類

(a) 建設業法第3条の規定による許可を受けた建設業者にあつては、
そのことを証する書面

(b) 過去1年間の工事経歴書

(c) 当該指定期間中の工事施行見込みを証する書面
(工事請負契約書の写、元請事業主の証明等)

b その他の業種に属する事業を行う事業主にあつては、次に掲げる書類

(a) 採石業及び砂、砂利、玉石採取業に属する事業を行う事業主にあつては、採石法第32条又は砂利採取法第3条に基づく登録を行った事業主であることを証する書面

(b) 過去1年間の事業の実施状況を証する書面

(c) 当該指定期間中の事業の実施見込みを証する書面

(ハ) 雇用保険被保険者資格取得等確認(転入届受理、氏名変更届)受理
通知書(雇用保険被保険者資格喪失(転出、氏名変更)届の用紙が切り取られていないもの。以下「資格取得等確認通知書」という。)

(2) 通年雇用届の確認

イ 管轄安定所の長は、上記(1)により通年雇用届の提出を受けたときは、当額届出に係る事業主又は労働者が支給対象事業主又は対象労働者となる見込みの確認を行い、支給対象事業主又は対象労働者となることが見込まれないときは、速やかに当該届出に係る事業主に通知するものとする。

なお、確認に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

(イ) 当該事業主が指定地域で指定業種の事業活動を営むものであることを確認するとともに、通年雇用届に記載された対象労働者の被保険者番号と当該労働者の資格取得等確認通知書の被保険者番号とを照合す

ること。

(ロ) 対象労働者の数の確認に当たっては、通年雇用届に記載してある労働者数と下記(3)により求人の申込みのあった労働者数を合算したものによること。

い) 同上要件中「指定期間中継続して雇用」する見込み及び「継続雇用予定期限まで継続して雇用」する見込みの確認に当たっては、前年度の指定期間における事業及び雇用の実績（又は当該指定期間中の事業の実施見込み）並びに年間の事業及び雇用の実情からみての通年雇用見込労働者数が妥当か否かを判断すること。

ロ 管轄安定所の長は、上記イにより確認を行ったときは、資格取得等確認通知書を当該届出に係る事業主に返還するとともに通年雇用届に安定所の意見を付した上、関係書類（各副本1通）を速やかに道県職業安定主管課長あて送付し、その承認を受けるものとする。

(3) 特例受給資格者の求人の申込み及び紹介

イ 対象労働者となるべき特例受給資格者の紹介を受けようとする事業主は、当該年度における受給資格取得期限日までに管轄安定所に求人の申込みを行うものとする。

ロ 管轄安定所は、上記イにより求人の申込みを行った事業主が支給対象事業主となることが見込まれるものであるときは、その求人票に㊦と表示するとともに、当該事業主に対象労働者となるべき特例受給資格者の紹介を行ったときは、その求人票の「紹介状況」欄にはその旨を表示するものとする。

(4) 支給申請の提出

イ 上記(1)により通年雇用届を提出した事業主が、奨励金の支給を受けようとするときは、当該年度における指定期間の末日の翌日から10日以内に、通年雇用奨励金支給申請書（別紙㊦様式第2号。以下「支給申請書」という。）（正副2通）に対象労働者となるべき者全員（通年雇用届の提出後安定所の紹介を受けて雇用した者を含む。）について指定期間の末日現在における所要事項を記入し、通年雇用確認書（別紙㊦様式第3号）

及び対象労働者に係る資格取得等確認通知書を添えて管轄安定所に提出するものとする。

- ロ 管轄安定所の長は、必要があると認めるときは、労働者名簿、賃金台帳その他支給申請書の記載事項を確認するための書類の提出又は提示を求めることができるものとする。

(5) 支給の決定

- イ 管轄安定所の長は、上記(4)のイにより支給申請書の提出を受けたときは、特に次の点に留意してこれを審査し、当該申請事業主が支給対象事業主に該当すると認めたときは、奨励金の支給を決定するものとする。

- (イ) 上記(2)により確認を行った事項については、原則として、再度審査を行う必要はないこと。ただし、通年雇用届の確認後、確認した事項に変更があった場合はこの限りでないこと。

- (ロ) 紹介労働者については、上記(3)のロの求人票の「紹介状況」欄との照合を行うこと。

- (ハ) 支給申請書記載の賃金支払基礎日数及びそれに対応する賃金額が著しく少ない対象労働者については、継続雇用されたことについての確認は、十分慎重に行うこと。

- (ニ) その他必要と認められる場合には、実地調査を行うこと。

- ロ 管轄安定所の長は、奨励金の支給を決定したときは、支給申請書の処理欄に所要事項を記入し、その正本を都道府県労働保険特別会計支出負担行為担当官あて送付するとともに、申請事業主に対して通年雇用奨励金支給決定通知書（別紙㊤様式第9号）によって通知する。

- ハ 管轄安定所の長は、奨励金の不支給を決定したときは、適宜の様式(支給申請書用紙を用いても差し支えない。)によって、不支給の旨及び当該不支給処分に対して不服のある場合には道県知事に対して審査請求ができる旨を記載した文書を、当該申請事業主に交付するものとする。

(6) 支給台帳への記入及び書類の保管等

管轄安定所の長は、支給決定後、通年雇用奨励金支給台帳（別紙㊤様式第10号）並びに奨励金の支給に係る労働者の資格取得等確認通知書の欄外

余白及び同通知書に連絡された資格喪失届（転出届、氏名変更届）用紙の備考欄に㊦の記号及び継続雇用予定期限（以下「㊦等所要事項」という。）を記入したうえ、当該資格取得確認通知書を当該申請に係る事業主に返還するとともに、処理済の支給申請書（写）その他の関係書類を一括して支給決定順にとじ保管するものとする。

5 支出負担行為等

支出負担行為、支出等奨励金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号）によるものとする。

6 移動事業主に係る支給事務手続の特例

(1) 通年雇用届の提出

イ 奨励金の支給を受けようとする移動事業主に係る通年雇用届の提出先安定所は、上記4の(1)のイにかかわらず、移動地域において事業を行うため対象労働者となるべき者を雇用しようとする事業主の移動する直前における事業所の所在地を管轄する安定所（以下「移動前管轄安定所」という。）とするものとする。

ロ 移動地域において事業を行うため、当該移動地域に出発する移動事業主に係る通年雇用届の提出期限は、当該移動地域に出発する日（以下「移動出発日」という。）の14日前（当該年度における受給資格取得期限日から14日を経過した日以降に移動する事業主にあつては、当該受給資格取得期限日）までとするものとする。この場合、できる限り、下記(2)の移動届を同時に提出するよう指導するものとする。

ハ 上記イ及びロ以外は、上記4の(1)と同様とするものとする。

(2) 移動届の提出

奨励金の支給を受けようとする移動事業主は、移動出発日の14日前までに通年雇用移動届（別紙㊦様式第5号。以下「移動届」という。）（正副2通）を移動前管轄安定所に提出するものとする。

なお、移動届の用紙には、その正副2通のほか、通年雇用移動事業開始

届（別紙㊦様式第6号。以下「移動事業開始届」という。）（正副2通）及び
通年雇用移動事業終了等届（別紙㊦様式第7号。以下「移動事業終了等届」
という。）の用紙が付される5枚1組となっているので、複写によって同時
に5枚とも記入して提出するものとする。

(3) 通年雇用届等の確認

イ 移動事業主から通年雇用届の提出を受けた移動前管轄安定所の長は、
通年雇用届のほか、当該移動事業主から提出される移動届に基づいて上
記4の(2)のイの確認を行い（なお、既に通年雇用届に基づいて当該確認
を行った後に移動届が提出された場合は、あらためて移動届に基づいて
確認を行うものとする。）、支給対象事業主又は対象労働者となることが
見込まれないときは、速やかに当該届出に係る移動事業主に通知するも
のとする。

なお、確認に当たっては、上記4の(2)のイの(イ)から(イ)までのほか、移
動届に記載されている移動事業予定期間、移動して事業を行う地域、移
動後の事業内容、移動地域において引き続き雇用しようとしている対象
労働者の数等が他の関係書類からみて妥当であるかどうか留意するも
のとする。

ロ 移動前管轄安定所の長は、上記イの確認を行ったときは、上記4の(2)
のロのほか、次の処理を行わなければならない。

(イ) 提出された5枚1組の移動届等の用紙のそれぞれについて移動前管
轄安定所記載欄に所要の確認を行った旨の記載を行うものとする。

(ロ) 提出された5枚1組の移動届等の用紙のうち、第1葉及び第2葉の
2枚を取りはずし、他の3枚を事業主に返付するものとする。

この場合、返付された3枚のうち第1葉目及び第2葉目の移動事業
開始届（正副2通）は、移動事業終了等届の用紙とともに移動地域に
おいて事業を開始した後、速やかに当該事業を行う事業所又はその他
の施設の所在地を管轄する安定所（以下「移動後管轄安定所」という。）
に提出するよう指示するものとする。

(ハ) 移動届の副本を速やかにその道県の職業安定主管課長あて送付する

ものとする。

なお、この移動届には、必要に応じ、安定所の意見を付するものとする。

(4) 移動事業開始届の提出等

イ 奨励金の支給を受けようとする移動事業主は、移動地域において事業を開始したときは、速やかに上記(3)のロの(ロ)により返付された用紙を使用して作成した移動事業開始届（正副2通）を移動事業終了等届の用紙とともに、移動後管轄安定所に提出するものとする。

ロ 移動事業主から移動事業開始届の提出を受けた移動後管轄安定所の長は、当該移動事業主がその届書に記載されているとおりの事業を開始したことを確認して、移動後管轄安定所記載欄にその旨の証明を行った上、移動事業開始届（副本）を移動前管轄安定所あて送付するものとする。

なお、この確認に当っては、移動後管轄安定所の長は、労働者名簿、賃金台帳その他この確認を行うために必要な書類の提出又は提示を求めることができるものとする。

ハ 上記ロの確認及び証明を終了したときは、移動事業開始届に添えて提出された移動事業終了等届の移動後管轄安定所記載欄の上段にも上記ロと同様の証明を行い事業主に返付するものとする。

この場合、移動事業主に対し、移動事業終了等届は、下記(6)のイの(イ)又は(ロ)に該当した場合に、速やかに提出するものであることを指示するものとする。

(5) 特例受給資格者の求人の申込み及び紹介

イ 移動事業主が対象労働者となるべき特例受給資格者の紹介を受けようとするときは、当該年度における受給資格取得期限日までに移動前管轄安定所に求人の申込みを行うものとする。

ロ 上記イによる求人の申込みを受けた移動前管轄安定所の事務処理は、上記4の(3)のロと同様とするものとする。

(6) 移動事業終了等届提出等

イ 移動事業主は、いずれかに該当する場合は、速やかに上記(4)のハによ

り移動後管轄安定所から返付を受けた移動事業終了等届の用紙を使用して移動事業終了等届を作成し、移動後管轄安定所に提出するものとする。

(イ) 当該年度における指定期間の末日以前に移動地域において行っていた事業を終了したとき。

(ロ) 当該年度における指定期間の末日を経過しても、なお移動地域において事業を継続して行っているとき。

ロ 上記イにより移動事業終了等届の提出を受けた移動後管轄安定所の長は、当該届を提出した事業主が上記(4)のイにより移動事業開始届を提出していることを確認するとともに、移動事業終了等届の3及び4の者が同届の2の⑦の事業所又はその他の施設で、⑥の事業に3及び4の「就労期間」欄に記載のとおり就労していたかどうか（当該年度における指定期間の末日を経過してもなお引き続き就労している者にあつては、同日まで就労していたかどうか）の確認を行い、当該確認の期間中就労していたと認められる者については、同届の3及び4の確認印欄に安定所長印（小印）を押なつするものとする。

なお、この確認に当たっては、移動後管轄安定所の長は、労働者名簿、賃金台帳その他この確認を行うために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

ハ 上記ロの処理を終了した移動後管轄安定所の長は、移動事業終了等届の用紙の移動後管轄安定所記載欄の下段に所要の証明を行うものとする（この証明は、当該事業主から提出のあった移動事業開始届（正本）の同欄に複写で記入しておくものとする。）次いで、当該移動事業開始届（正本）に、当該移動事業終了等届の用紙に記載されているところにより、移動事業開始後変更のあった事項がある場合には、当該事項を当該移動事業開始届（正本）の適宜の欄に転記するとともに、同届の3の「就労期間」及び4の「通年雇用移動事業開始届を提出した後移動後の事業所その他の施設において就労することとなった対象労働者」の欄にそれぞれ当該移動事業終了等届の用紙の3の「就労期間」及び4の欄に記載されている事項を転記するものとする。

以上の事務処理が終了した移動事業終了等届の用紙は、移動事業主に返付するものとする。

(7) 支給申請書の提出

イ 上記4の(1)及び6の(1)により通年雇用届を提出した移動事業主に係る支給申請書の提出先安定所は、移動前管轄安定所とするものとする。

ロ 移動事業主は、支給申請書に通年雇用確認書を添付するほか、上記(6)のハによる移動後管轄安定所の証明を受けた移動事業終了等届を同時に提出するものとする。

ハ 上記イ及びロ以外は、上記4の(4)と同様とするものとする。

(8) 支給の決定

イ 移動事業主に係る奨励金の支給決定は、移動前管轄安定所の長が上記4の(5)と同様の手続により行うものとするが、支給決定のための審査に当たっては、必要に応じ、移動後管轄安定所への照会等を行うものとする。

ロ 移動前管轄安定所の長が上記イにより支給の決定又は不支給の決定を行ったときの手続は、上記4の(5)と同様とする。

(9) 復帰届の提出

移動地域において事業を行っていた移動事業主が、移動地域における当該事業を終了して指定地域に復帰した場合には、速やかに、通年雇用指定地域復帰届（別紙㊤様式第8号）を移動前管轄安定所に提出するものとする。

7 返還請求及び不支給

(1) 奨励金の支給を受けた事業主が、次のイ又はロに該当する場合には、通年雇用奨励金支給決定取消通知書（別紙㊤様式第11号）により、当該事業主に対して、当該各号に掲げる額に係る支給処分を取り消す旨の通知を行うものとする。

イ 偽りその他不正の行為によって奨励金の支給を受けた場合
支給した奨励金の全部又は一部

- ロ 支給を受けた奨励金に係る対象労働者を継続雇用予定期限前に雇用しなくなった場合。ただし、天災、当該労働者の死亡その他やむを得ない理由により当該労働者を雇用しなくなった場合を除くものとする。

継続雇用予定期限前に離職した対象労働者について支給した当該継続雇用予定期限に係る奨励金の額

(2) 返還金の債権管理等

債権の発生通知及び調査確認等の事務については昭和54年3月6日付け職発第64号「債権管理事務取扱要領」の第3の3不正受給金返納金債権(その3)及び過誤払金返納金債権(その2)によるものとする。

- (3) 上記(1)のため奨励金の返還請求を受けた事業主が、正当な理由なくその返還を怠っている場合には、その怠っている期間は奨励金を支給しないものとする。

8 奨励金の対象となった労働者が被保険者でなくなった場合又は転勤した場合の事務手続

- (1) 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金の対象となった労働者が、継続雇用予定期限前に雇用保険の被保険者でなくなった場合又は転勤した場合には、雇用保険被保険者資格喪失届(転出届)を提出することとなるが、当該届を受理した安定所は上記4の(6)の㊦等所要事項の記載に留意するものとする。
- (2) 上記(1)のうち被保険者でなくなった場合には、管轄安定所又は移動前管轄安定所は、上記7(返還請求及び不支給)に従って、所要の措置をとるものとする。

なお、上記(1)の被保険者でなくなった場合、雇用保険被保険者資格喪失届の提出を受けた安定所が管轄安定所又は移動前管轄安定所以外の安定所であるときは、その安定所は、速やかに、当該雇用保険被保険者資格喪失届を提出した事業主から管轄安定所又は移動前管轄安定所を確認し、その旨を当該管轄安定所又は移動前管轄安定所に連絡するものとする。

- (3) 上記(1)のうち転勤の場合には、管轄安定所は、雇用保険被保険者転出届受理通知書を発行する際に、同通知書及び同通知書に連結された雇用保険

被保険者転入届の用紙の欄外余白にそれぞれ雇用保険被保険者転出届の㊦等所要事項を転記するものとする。

- (4) 転勤後の事業所を管轄する安定所は、上記(3)による記載のある雇用保険被保険者転入届を受理したときは、転入届受理通知書を発行する際に、同通知書及び同通知書に連結された雇用保険被保険者資格喪失届の用紙の欄外余白にそれぞれ雇用保険被保険者転入届の㊦等所要事項（この場合には、転勤前の事業所の所在地を管轄する安定所名を付記）を転記するものとする。

なお、当該転入に係る労働者が離職したときは、奨励金の支給を決定した安定所にその旨を連絡するものとする。

- (5) 上記(4)の転入に係る労働者が再度転勤したときには、上記(1)から(4)に準じて処理するものとする。

なお、この場合には、奨励金の支給を決定した安定所名を付記するものとする。

9 その他

この要領は、昭和53年度から施行する。

別 表

指 定 業 種	指 定 地 域	指定期間	移動期間	採 用 期 限 日	受 給 資 格 取 得 期 限 日
林業 窯業原料用鉱物（耐火物、陶磁器、ガラス又はセメント原料用のものに限る。）の鉱業 建設業 採石業及び砂、砂利又は玉石の採取業 セメント製品製造業 建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く。）の製造業 一般製材業 水産食料品製造業 野菜かん詰、果実かん詰又は農産保存食料品の製造業 特定貨物自動車運送業	北海道の全区域 青森道の全区域 岩手県の全区域 宮城県 の区域のうち石巻公共職業安定所の管轄区域、古川公共職業安定所の管轄区域、築館公共職業安定所の管轄区域、迫公共職業安定所の管轄区域及び気仙沼公共職業安定所の管轄区域 秋田県の全区域 山形県の全区域 福島県 の区域のうち会津若松公共職業安定所の管轄区域及び喜多方公共職業安定所の管轄区域 新潟県の全区域 富山県の全区域 石川県の全区域 福井県の全区域 長野県 の区域のうち長野公共職業安定所の管轄区域、松本公共職業安定所の管轄区域、上田公共職業安定所の管轄区域、篠ノ井公共職業安定所の管轄区域、飯山公共職業安定所の管轄区域、小諸公共職業安定所の管轄区域、木曽福島公共職業安定所の管轄区域、佐久公共職業安定所の管轄区域、大町公共職業安定所の管轄区域及び須坂公共職業安定所の管轄区域 岐阜県 の区域のうち高山公共職業安定所の管轄区域及び岐阜八幡公共職業安定所の管轄区域	12月16日 から翌年 3月15日 まで	11月16日 から翌年 4月15日 まで	9月30日	1月31日

指 定 業 種	指 定 地 域	指定期間	移動期間	採 用 期 限 日	受 給 資 格 取 得 日
清涼飲料製造業	山形県の全区域	12月16日 から翌年 3月15日 まで	11月16日 から翌年 4月15日 まで	9月30日	1月31日
木箱（折箱を除く。） の製造業	青森県の全区域				
建具製造業	北海道の全区域				
建設用金属製品製造 業	北海道の全区域 福島県の区域のうち会津若松 公共職業安定所の管轄区域 及び喜多方公共職業安定所 の管轄区域				
建築用金属製品（建 築用金物を除く。）の 製造業	北海道の全区域				
畳製造業	北海道の全区域 青森県の全区域				
清酒製造業	新潟県の全区域	5月1日 から10月 15日まで	4月1日 から11月 15日まで	3月15日	5月31日
でん粉製造業	宮崎県の全区域 鹿児島県の全区域	5月1日 から9月 30日まで	4月1日 から10月 31日まで		
漁網製造業	北海道の全区域	5月1日 から7月 31日まで	4月1日 から8月 31日まで		

通 様式第 1 号

通 年 雇 用 届 （冬季用）

申請者の状況	① 事業所番号											⑤ 従業員数			⑪ 受付番号
	② 事業所名											⑥ ⑤のうち対象労働者数	⑧ 人	※ 人	
	③ 事業所所在地	電話 ()										⑦ ⑥のうち新規継続労働者数	⑨ 人	※ 人	
	④ 事業の種類	事業区分										⑧ ⑥のうち紹介労働者数	⑩ 人	※ 人	
対象労働者の状況	⑫ 対象労働者	氏名											⑬ ⑥のうち継続労働者数	⑭ 人	※ 人
		被保険者番号											⑮ ⑥のうち再継続労働者数	⑯ 人	※ 人
	⑭ 住 所														
	⑮ 性 別 ・ 年 齢	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳						
	⑯ 職 種														
	⑰ 対象労働者の種類	新規継続・継続紹介・再継続													
	⑱ 前年度の2月1日から3月15日までの間にこの者を継続雇用したことがあるか	イ あり	ロ ない	イ あり	ロ ない	イ あり	ロ ない	イ あり	ロ ない						
	⑲ 前年度の10月1日から1月31日までの間にこの者は失業給付を受けたことがあるか	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある						
	⑳ 受給した公共職業安定所名														
	㉑ 前年度にこの奨励金の対象労働者となったか	イ ならない	ロ なった	イ ならない	ロ なった	イ ならない	ロ なった	イ ならない	ロ なった						
㉒ 奨励金支給決定 安定所名															
㉓ 前年度に積雪寒冷地 冬季雇用促進給付金 の対象労働者となっ たか	イ ならない	ロ なった	イ ならない	ロ なった	イ ならない	ロ なった	イ ならない	ロ なった							
㉔ 給付金支給決定 安定所名															
㉕ 10月1日から1月31 日までの間に安定所 の紹介により雇用し たか	イ 紹介に よらない	ロ 紹介に よる	イ 紹介に よらない	ロ 紹介に よる	イ 紹介に よらない	ロ 紹介に よる	イ 紹介に よらない	ロ 紹介に よる							
㉖ 紹介によって雇用し た日	昭和 年 月 日										昭和 年 月 日				
㉗ 雇用 年 月 日	昭和 年 月 日										昭和 年 月 日				
※ 処理欄	公共職業安定所確認欄														
	公共職業安定所意見欄														
	遺 棄 確 認 欄														
通年雇用奨励金の対象労働者となるべき者について、上記のとおり届けます。															
昭和 年 月 日															
事業主氏名															
公共職業安定所長 殿															

(注意) 1 この通年雇用届は5部複写式で、第3巻、第4巻及び第5巻は、後に提出していただく「通年雇用奨励金支給申請書」及び「通年雇用確認書」となっております。

2 記入及び提出にあたっては「通年雇用確認書」(第5巻)の裏面注意を参照して下さい。

決裁権	所長	次長	課長	係長	係員	備考

⑩様式第1号

通 年 雇 用 届 (冬季用)

申 請 者 の 状 況	① 事業所番号											⑤ 従業員数	人		受 付 番 号
	② 事業所名											⑥ ③のうち対象労働者数	人	人	
	③ 事業所所在地	電話 ()										⑦ ⑥のうち新規継続労働者数	人	人	
	④ 事業の種類	④	事業区分	⑧ ④のうち紹介労働者数	人	人									
		⑤	事業区分	⑨ ④のうち継続労働者数	人	人									
			⑩ ④のうち再継続労働者数	人	人										
付 属 者 の 状 況	⑪ 対象労働者	フリガナ													受 付 番 号
		氏名													
		被保険者番号													
	⑫ 住 所														
	⑬ 性 別 ・ 年 齢	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳						
	⑭ 職 種														
	⑮ 対象労働者の種類	新規継続・継続 紹介・再継続		新規継続・継続 紹介・再継続		新規継続・継続 紹介・再継続		新規継続・継続 紹介・再継続							
	⑯ 前年度の2月1日から3月 15日までの間にこの者を継続 雇用したことがあるか	イ	ある	ロ	ない	イ	ある	ロ	ない	イ	ある	ロ	ない		
	⑰ 前年度の10月1日から1月 31日までの間にこの者は失業 給付を受けたことがあるか	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある	受給し いたこと がない	受給し いたこと がある						
	⑱ 受給した公共職業安定所名														
	⑲ 前年度にこの奨励金の 対象労働者となったか	イ	ならない	ロ	なった	イ	ならない	ロ	なった	イ	ならない	ロ	なった		
	⑳ 奨励金支給決定 安定所名														
	㉑ 前年度に障害者 雇用促進給付金の 対象労働者となっ たか	イ	ならない	ロ	なった	イ	ならない	ロ	なった	イ	ならない	ロ	なった		
	㉒ 給付金支給決定 安定所名														
	㉓ 10月1日から1月31 日までの間に安定所 の紹介により雇用し たか	紹介に よらない	紹介に よる	紹介に よらない	紹介に よる	紹介に よらない	紹介に よる	紹介に よらない	紹介に よる						
㉔ 紹介によって雇用し た日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日								
㉕ 雇 用 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日								
※ 公共職業安定所確認欄															
公共職業安定所意見欄															
道県確認欄															
通年雇用奨励金の対象労働者となるべき者について、上記のとおり届けます。 昭和 年 月 日 事業主氏名 公共職業安定所長 殿															

- (注意) 1 この通年雇用届は5部複写式で、第3巻、第4巻及び第5巻は、後に提出していただく「通年雇用奨励金支給申請書」及び「通年雇用確認書」となっております。
- 2 記入及び提出にあたっては「通年雇用確認書」(第5巻)の裏面注意を参照して下さい。

決 算 期	所 長	次 長	課 長	係 長	係 員	備 考

⑩様式第2号

通年雇用奨励金支給申請書（冬季用）

申請者の状況	① 事業所番号											⑤ 従業員数	人			⑪ 希望する支払方法 1 国庫金通金 希望金融機関店舗名 2 国庫金振込 (1)取引金融機関店舗名 (2)口座名義 (3)口座の種類 (4)口座番号	
	② 事業所名											⑥ ⑤のうち対象労働者数	人	人	人		
	③ 事業所所在地	電話()										⑦ ⑥のうち新規継続労働者数	人	人	人		
	④ 事業の種類	事業区分										⑧ ⑥のうち紹介労働者数	人	人	人		
対象労働者の状況	⑫ 対象労働者	フリガナ											⑨ ⑧のうち継続労働者数	人	人	人	希望する支払方法
	被保険者番号	*****										⑩ ⑧のうち再継続労働者数	人	人	人		
	⑬ 住所																
	⑭ 性別・年齢	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳								
	⑮ 職 種																
	⑯ 対象労働者の種類	新規継続・継続 紹介・再継続										新規継続・継続 紹介・再継続					
	⑰ 前年度の2月1日から3月15日までの間にこの者を継続雇用したことがあるか	イ 有る ロ ない										イ 有る ロ ない					
	⑱ 前年度の10月1日から1月31日までの間にこの者は失業給付を受けたことがあるか	受給し いたこと がない										受給し いたこと がない					
	⑲ 受給した公共職業安定所名																
	⑳ 前年度にこの奨励金の対象労働者となったか	イ ならない ロ なった										イ ならない ロ なった					
	㉑ 奨励金支給決定 決定所名																
	㉒ 前年度に障害者雇用 促進助成金の対象労働者とな ったか	イ ならない ロ なった										イ ならない ロ なった					
	㉓ 給付金支給決定 決定所名																
	㉔ 10月1日から1月31 日までの間に安定所 の紹介により雇用し たか	紹介に よらない 紹介に よる										紹介に よらない 紹介に よる					
	㉕ 紹介によって雇用し た日	昭和 年 月 日										昭和 年 月 日					
㉖ 雇 用 年 月 日	昭和 年 月 日										昭和 年 月 日						
㉗ 本年度の12月16日から3月15日までの 貸付金支払基礎日数																	
㉘ ㉗に対応して支払われるべき貸金																	
㉙ ㉗の期間中に支払われるべき貸付金 その他臨時の貸金																	
㉚ 継続雇用予定期限	昭和 年 月 日										昭和 年 月 日						
上記の者を少なくとも㉚に掲げる日まで継続して雇用しますので、通年雇用奨励金を支給されるよう申請します。																	
昭和 年 月 日																	
道 県 知 事 殿																	
申請事業主氏名																	
印																	
※ 添 付 書 類	① 認 証 書																
	② 支 給 決 定 金 額	円										円					
	③ 支 給 決 定 番 号	円										円					
	④ 支 給 決 定 年 月 日	昭和 年 月 日										昭和 年 月 日					

(注意) 記入及び提出にあたっては「通年雇用確認書」裏面の記入注意を参照して下さい。

通 様式第 3 号

通 年 雇 用 確 認 書 (冬 季 用)

申 請 者 の 状 況	① 事業所番号											⑤ 従業員数	人			⑪ 公共職業安定所記載欄
	② 事業所名											⑥ ⑤のうち対象労働者数	人	人	人	
	③ 事業所所在地	電話 ()										⑦ ⑤のうち新規継続労働者数	人	人	人	
	④ 事業の種類	業種分類 業種分類										⑧ ⑤のうち継続労働者数	人	人	人	
対 象 勞 働 者 の 状 況	⑫ 対象労働者	フリガナ													⑫ 対象労働者確認印	
		被保険者番号														
	⑬ 住 所															
	⑭ 性 別 ・ 年 齢	男・女		歳		男・女		歳		男・女		歳				
	⑮ 職 種															
	⑯ 対象労働者の種類	新規継続・継続 紹介・再継続										新規継続・継続 紹介・再継続				
	⑰ 前年度の2月1日から3月15日までの間にこの者を継続雇用したことがあるか	イ 有		ロ 無		イ 有		ロ 無		イ 有		ロ 無				
	⑱ 前年度の10月1日から1月31日までの間にこの者は失業給付を受けたことがあるか	受給し たこと がない		受給し たこと がある		受給し たこと がない		受給し たこと がある		受給し たこと がない		受給し たこと がある				
	⑲ 受給した公共職業安定所名															
	⑳ 前年度にこの奨励金の対象労働者となったか	イ ならない		ロ なった		イ ならない		ロ なった		イ ならない		ロ なった				
㉑ 奨励金支給決定 安定所名																
㉒ 前年度に障害者 雇用促進給付金の 対象労働者となっ たか	イ ならない		ロ なった		イ ならない		ロ なった		イ ならない		ロ なった					
㉓ 給付金支給決定 安定所名																
㉔ 10月1日から1月31 日までの間に安定所 の紹介により雇用し たか	紹介に よらない		紹介に よる		紹介に よらない		紹介に よる		紹介に よらない		紹介に よる					
㉕ 紹介によって雇用し た日	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日					
㉖ 雇 用 年 月 日	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日					
㉗ 本年度の12月16日から3月15日までの賃金支払基礎日数																
㉘ ㉗に対応して支払われるべき賃金																
㉙ ㉗の期間中に支払われるべき賃金その 他臨時の賃金																
㉚ 継続雇用予定期間	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日					
㉛ 対 象 勞 働 者 確 認 印	上記各欄の記載に相違ないことを確認します。										上記各欄の記載に相違ないことを確認します。					

(注意) 記入及び提出にあたっては裏面注意を参照して下さい。

㊦様式第3号（裏面）

注 意

1. 「通年雇用届」（第1葉及び第2葉。）は、次の書類を添付して、本年度の1月31日（本年度の1月29日前に移動地域において事業を行うため当該移動地域に移動する場合にあっては、当該移動地域に出発する日の14日前）までに、申請事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出すること。

(1) 雇用及び賃金支払実績報告書（㊦様式第4号）

(2) 過去1年間の事業の実施状況及び本年度指定期間における事業の実施見込みに関する書類

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認（転入届受理、氏名変更届受理）通知書（雇用保険被保険者資格喪失（転出、氏名変更）届の用紙が切り取られていないもの）

2. 「通年雇用奨励金支給申請書」（第3葉及び第4葉。以下「支給申請書」という。）は、本年度の3月16日から3月25日までの間に、通年雇用届を提出した公共職業安定所に提出すること。
なお、通年雇用届提出後であっても、本年度の1月31日以前に公共職業安定所の紹介により雇用した労働者については、支給申請書に追加記入すること。

3. 「通年雇用確認書」（第5葉。）は、支給申請書に添えて提出すること。

4. 記入上の注意

(1) この用紙には、記入上必要な箇所にはカーボンが付されているので、改めてカーボン紙を使用する必要はないこと。また、不必要な箇所については複写しないよう注意すること。

(2) ④欄には、事業の内容についてできる限り具体的に記入すること。この場合、前年度の指定期間の末日から今年度の指定期間の末日までの間において行う事業の種類が1であるときは、②にのみ記入し、時期を異にして2以上であるときは、指定業種に属する事業であって主として行う事業の種類及びその期間を②に記入し、その他の事業の種類及びその期間を⑤に記入すること。

(3) ⑤欄には、通年雇用届提出月日現在の従業員数を記入すること。

(4) ⑥～⑩欄の④には、通年雇用届提出時の見込数を記入し、⑤には、申請書提出時の確定数を記入すること。

(5) ⑥欄の「対象労働者」とは、今後も引き続き雇用することによって通年雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の支給を受けようとする労働者をいい、⑦欄から⑩欄の「新規継続労働者」、「紹介労働者」、「継続労働者」及び「再継続労働者」の4種類に分けること。

(6) ⑦欄の「新規継続労働者」とは、本年度の9月30日以前から継続して雇用している労働者であって、本年度はじめてこの労働者について奨励金の支給を受けようとするものをいう。

(7) ⑧欄の「紹介労働者」とは、本年度の10月1日から1月31日までの間に公共職業安定所の

紹介を受けて雇用した労働者であって、本年度はじめてこの労働者について奨励金の支給を受けようとするものをいう。

- (8) ⑨欄の「継続労働者」とは、昨年度この労働者について奨励金の支給を受け、本年度2回目の奨励金の支給を受けようとするものをいうこと。
- (9) ⑩欄の「再継続労働者」とは、昨年度この労働者について2回目の奨励金の支給を受け、本年度3回目の奨励金の支給を受けようとするものをいうこと。
- (10) 支給申請書の⑪欄には、国庫金送金を希望する事業主にあつては「1」を○で囲んだ上希望金融機関店舗名を、国庫金振込を希望する事業主にあつては「2」を○で囲んだ上口座を開設している金融機関の店舗名、口座名義、口座の種類及び口座番号を明瞭に記入すること。
- (11) ⑮欄には、具体的な職種名を記入するとともに、管理監督的業務に従事する者及び職員のうち季節性の認められる者については、その旨特記すること。
- (12) ⑳欄の賃金支払基礎日数には、現実に労働した日数のほか、有給休暇の日数、労働基準法第26条の休業手当の支給対象となった日数等をも含めること。
- (13) 通年雇用確認書の㉑欄には、対象労働者に、各欄の記載に誤りのないことを確認させ、押印させること。
- (14) ※欄には、記入しないこと。

⑩ 様式第 4 号

(冬季用)

雇用及び賃金支払実績報告書													昭和	年	月	日
① 事業所名												② 事業主氏名		㊟		
職 種 別 労 働 者 数	③ 職 員															
	④ 現 場 労 働 者															
申請前 1 年間の賃金支払状況等																
暦 月	全 労 働 者		対 象 労 働 者													
	⑤ 月平均 労働者 数	⑥ 労働者 1人平均 賃金額	⑦ 氏 名		⑦ 氏 名		⑦ 氏 名		⑦ 氏 名		⑦ 氏 名					
			⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額				
本年度 1 月	人	円	日	円	日	円	日	円	日	円	日	円				
12 月																
11 月																
10 月																
9 月																
8 月																
7 月																
6 月																
5 月																
4 月																
前年度 3 月																
2 月																
1 月																
12 月																
⑩ 備 考																
※ 処 理 欄																

通 様式第 4 号

(冬季用)

雇用及び賃金支払実績報告書														昭和 年 月 日								
① 事業所名														② 事業主氏名						印		
職 種 別 労 働 者 数	③ 職 員																					
	④ 現 場 労 働 者																					
申請前 1 年間の賃金支払状況等																						
暦 月	全 労 働 者		対 象 労 働 者																			
	⑤ 月平均 労働者 数	⑥ 労働者 1人平均 賃金額	⑦ 氏 名		⑦ 氏 名		⑦ 氏 名		⑦ 氏 名		⑦ 氏 名											
			⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額	⑧ 基礎日数	⑨ 賃 金 額										
本年度 1 月	人	円	日	円	日	円	日	円	日	円	日	円	日	円	日	円	日	円				
12 月																						
11 月																						
10 月																						
9 月																						
8 月																						
7 月																						
6 月																						
5 月																						
4 月																						
前年度 3 月																						
2 月																						
1 月																						
12 月																						
⑩ 備 考																						
※ 処 理 欄																						

㊦様式第4号（裏面）

注 意

1. この報告書は、通年雇用届に添えて提出すること。
2. ③欄及び④欄には、報告年月日現在の状況について具体的な職種名及びその労働者数を記入するとともに、管理監督的業務に従事する者及び職員のうち季節性の認められる者については、その旨特記すること。
3. ⑧欄には、各暦月において賃金支払いの基礎となった日数を記入し、⑨欄には、その暦月に支払われる賃金額を記入するものとするが、その賃金額は必ずしも各暦月に対応する必要はなく、賃金月〔賃金締切日（賃金締切日が一暦月内に2回以上ある場合には暦月の末日に最も近い賃金締切日）の翌日から次の賃金締切日までの期間をいうものとする。〕この場合によって記入してもよいものとする。この場合には、その旨及び賃金締切日を㊦欄に記入すること。
4. ⑧欄の記載のみでは雇用保険の受給資格（短期雇用特例被保険者については、特例受給資格とする。以下同じ。）を得るに至っていない者のうち、当該年度の1月31日現在で受給資格を得るに至ると見込まれる者については、㊦欄にその旨を記入すること。また、報告事業主に雇用される前に他の事業主に雇用されていた等被保険者期間の通算により受給資格を得るに至ると認められる者については、㊦欄にその旨記入するとともに、これを証する書類（雇用保険被保険者離職票等）を添付すること。
5. ※印欄には記入しないこと。

通 様式第 5 号

通 年 雇 用 移 動 届 (副) (冬季用)

1 移動前の事業の状況

① 事業所番号		④ 事業の内容		⑤ 従業員数	人
② 事業所の名称		電 話			
③ 所在地		郵便番号		—	

2 移動後の事業の状況

⑥ 事業の内容		⑦ 従業員数	人
⑦ 事業所又はその他の施設の名称		電 話	
⑧ 事業所又はその他の施設の所在地		郵便番号	—
⑨ 移動地事業予定期間		昭和 年 月 日～昭和 年 月 日	

3 移動後の事業所又はその他の施設において引き続き就労する対象労働者

氏 名	性 別	氏 名	性 別
	男・女		男・女
	男・女		男・女
	男・女		男・女
	男・女		男・女
	男・女		男・女

4 移動地域への出発予定年月日

昭和 年 月 日

上記のとおり移動して通年雇用を行うことを届けます。

昭和 年 月 日

住所

事業主

公共職業安定所長 殿

氏名

移動前管轄 公共職業安 定所記載欄	上記1の②の事業所において、3の対象労働者を雇用して、昭和 年 月 日現在 1の④の事業を行っていたことを確認する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長
-------------------------	---

- (注意) 1 この通年雇用移動届は5部複写式で、第3葉、第4葉及び第5葉は、「通年雇用移動事業開始届」及び「通年雇用移動事業終了等届」となっておりますので、5部とも提出して下さい。
- 2 記入及び提出にあたっては、「通年雇用移動事業終了等届」(第5葉)の裏面注意を参照して下さい。

通 様式第 5 号

通 年 雇 用 移 動 届 (正) (冬季用)

1 移動前の事業の状況

① 事業所番号		④ 事業の内容		⑤ 従業員数	人
② 事業所の名称				電 話	
③ 所在地				郵便番号	—

2 移動後の事業の状況

⑥ 事業の内容		⑨ 従業員数	人
⑦ 事業所又はその他の施設の名称		電 話	
⑧ 事業所又はその他の施設の所在地		郵便番号	—
⑩ 移動地事業予定期間 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日			

3 移動後の事業所又はその他の施設において引き続き就労する対象労働者

氏 名	性 別		氏 名	性 別	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	

4 移動地域への出発予定年月日

昭和 年 月 日

上記のとおり移動して通年雇用を行うことを届けます。

昭和 年 月 日

住所

事業主

公共職業安定所長 殿

氏名

印

★ 移動前管轄公共職業安定所記載欄	上記 1 の②の事業所において、3 の対象労働者を雇用して、昭和 年 月 日現在 1 の④の事業を行っていたことを確認する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長
-------------------	--

- (注意) 1 この通年雇用移動届は5部複写式で、第3葉、第4葉及び第5葉は、「通年雇用移動事業開始届」及び「通年雇用移動事業終了等届」となっておりますので、5部とも提出して下さい。
- 2 記入及び提出にあたっては、「通年雇用移動事業終了等届」(第5葉)の裏面注意を参照して下さい。

⑧様式第6号

通年雇用移動事業開始届(副) (冬季用)

1 移動前の事業の状況

① 事業所番号		④ 事業の内容		⑤ 従業員数	人
② 事業所の名称		電 話			
③ 所在地		郵便番号		—	

2 移動後の事業の状況

		⑥ 事業所番号	
⑧ 事業の内容		⑨ 従業員数	人
⑦ 事業所又はその他の施設の名称		電 話	
⑧ 事業所又はその他の施設の所在地		郵便番号	—
		⑩ 移動地事業予定期間	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日

3 移動後の事業所又はその他の施設において移動後の事業を開始した日から引き続き就労する対象労働者

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

4 通年雇用移動事業開始届を提出した後移動後の事業所又はその他の施設において就労することとなった対象労働者

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

上記のとおり移動して通年雇用を行うことを届けます。

昭和 年 月 日

住所

事業主

氏名

公共職業安定所長 殿

移動前管轄 公共職業安 定所記載欄	上記1の②の事業所において、3の対象労働者を雇用して、昭和 年 月 日現在 1の④の事業を行っていたことを確認する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印
移動後管轄 公共職業安 定所記載欄	上記2の⑦の事業所又は施設において、3の対象労働者を雇用して、2の⑥の事業を 昭和 年 月 日から開始したことを証明する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印

- (注意) 1 この通年雇用移動事業開始届は3部複写式で、第3葉は「通年雇用移動事業終了等届」となっておりますので、3部とも提出して下さい。
- 2 記入及び提出にあたっては、「通年雇用移動事業終了等届」(第3葉)の裏面注意を参照して下さい。

⑩ 様式第 6 号

通年雇用移動事業開始届 (正) (冬季用)

1 移動前の事業の状況

① 事業所番号		④ 事業の内容		⑤ 従業員数	人
② 事業所の名称		電 話			
③ 所在地		郵便番号		—	

2 移動後の事業の状況

⑥ 事業の内容		⑦ 従業員数	人
⑦ 事業所又はその他の施設の名称		電 話	
⑧ 事業所又はその他の施設の所在地		郵便番号	—
⑩ 移動地事業予定期間 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日			

3 移動後の事業所又はその他の施設において移動後の事業を開始した日から引き続き就労する対象労働者

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

4 通年雇用移動事業開始届を提出した後移動後の事業所又はその他の施設において就労することとなった対象労働者

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

氏 名	性別	就 労 期 間
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	
	男・女	

上記のとおり移動して通年雇用を行うことを届けます。

昭和 年 月 日

住所
事業主

公共職業安定所長 殿

氏名

印

移動前管轄 公共職業安定所記載欄	上記1の②の事業所において、3の対象労働者を雇用して、昭和 年 月 日現在、 1の④の事業を行っていたことを確認する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印
移動後管轄 公共職業安定所記載欄	上記2の⑦の事業所又は施設において、3の対象労働者を雇用して、2の⑥の事業を 昭和 年 月 日から開始したことを証明する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 上記3及び4の者のうち、確認印を押印した者が、2の⑦の事業所又は施設において、2の⑥の 事業に、上記3及び4の期間就労したことを証明する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長

(注意) 1 この通年雇用移動事業開始届は3部複写式で、第3葉は「通年雇用移動事業終了等届」となっていますので、3部とも提出して下さい。

2 記入及び提出にあたっては、「通年雇用移動事業終了等届」(第3葉)の裏面注意を参照して下さい。

⑩ 様式第 7 号

通年雇用移動事業終了等届 (冬季用)

1 移動前の事業の状況

① 事業所番号		④ 事業の内容		⑤ 従業員数	人
② 事業所の名称		電 話			
③ 所在地		郵便番号		—	

2 移動後の事業の状況

				※ 事業所番号	
⑥ 事業の内容		⑦ 事業所又はその他の施設の名称		⑧ 従業員数	人
⑦ 事業所又はその他の施設の名称		電 話			
⑧ 事業所又はその他の施設の所在地		郵便番号		—	
		⑨ 移動地事業予定期間	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日		

3 移動後の事業所又はその他の施設において移動後の事業を開始した日から引き続き就労する対象労働者

氏 名	性別	就 労 期 間	※ 確認印	氏 名	性別	就 労 期 間	※ 確認印
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		

4 通年雇用移動事業開始届を提出した後移動後の事業所又はその他の施設において就労することとなった対象労働者

氏 名	性別	就 労 期 間	※ 確認印	氏 名	性別	就 労 期 間	※ 確認印
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		
	男・女				男・女		

上記のとおり移動して通年雇用を行ったことを届けます。

昭和 年 月 日

住所

事業主

公共職業安定所長 殿

氏名

※ 移動前管轄 公共職業安定所記載欄	上記 1 の②の事業所において、3 の対象労働者を雇用して、昭和 年 月 日現在、1 の④の事業を行っていたことを確認する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 同
※ 移動後管轄 公共職業安定所記載欄	上記 2 の⑦の事業所又は施設において、3 の対象労働者を雇用して、2 の⑥の事業を昭和 年 月 日から開始したことを証明する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 上記 3 及び 4 の者のうち、確認印を押印した者が、2 の⑦の事業所又は施設において、2 の⑥の事業に、上記 3 及び 4 の期間就労したことを証明する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長

(注意) 記入及び提出にあたっては、裏面注意を参照して下さい。

㊦様式第7号（裏面）

1. 「通年雇用移動届」（以下「移動届」という。）は、移動地域において事業を行うため当該移動地域に出発する日の14日前までに、申請事業主の移動前の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「移動前管轄安定所」という。）に提出すること。
2. 「通年雇用移動事業開始届」（以下「移動事業開始届」という。）は、移動地域において事業を開始したのち、すみやかに当該事業を行う事業所又はその他の施設の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「移動後管轄安定所」という。）に提出すること。
3. 「通年雇用移動事業終了等届」（以下「移動事業終了等届」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、すみやかに移動後管轄安定所の所要の証明を受けた後、通年雇用奨励金支給申請書と同時に移動前管轄安定所に提出すること。
 - (1) 当該年度の3月15日以前に移動地域において行っていた事業を終了したとき。
 - (2) 当該年度の3月15日を経過しても、なお移動地域において事業を継続して行っているとき。
4. 記入上の注意
 - (1) ④欄には、指定業種に属する事業であって主として行う事業の内容についてできる限り具体的に記入すること。
 - (2) ⑤欄には、移動届提出月日現在の従業員数を記入すること。
 - (3) ⑥欄には、事業（その種類が2以上であるときは各事業）の内容についてできる限り具体的に記入すること。
 - (4) ⑨欄には、移動地域において事業を開始する際に雇用することが予定されている従業員数を記入すること。
 - (5) ⑩欄には、移動地域において行うこととしている事業の予定期間を記入すること。
 - (6) 3の「移動後の事業所又はその他の施設において移動後の事業を開始したときから引き続き就労する対象労働者」の欄には、⑦の事業所又はその他の施設において移動後の事業を開始したときから引き続き就労することとなった対象労働者の氏名及び性別並びに移動事業終了等届にあっては、対象労働者の就労期間（3月15日を過ぎても、なお引き続き当該事業に就労するものについては、その予定されている期間）を記入すること。
 - (7) 移動事業終了等届の4の「通年雇用移動事業開始届を提出した後移動後の事業所又はその他の施設において就労することとなった対象労働者」の欄には、移動事業開始届を提出した後になって⑦の事業所又はその他の施設において就労することとなった対象労働者の氏名及び性別並びに移動事業終了等届にあっては、対象労働者の就労期間（3月15日を過ぎても、なお引き続き当該事業に就労するものについては、その予定されている期間）を

記入すること。

- (8) 移動届提出後に、その記載事項に変更があった場合には、移動事業開始届及び移動事業終了等届の提出に当っては、それぞれ所要の訂正を行うこと。
- (9) ※欄には、記入しないこと。

通年雇用指定地域復帰届

1 指定地域への復帰年月日 ① 昭和 年 月 日

2 指定地域への復帰後の事業の状況

② 事業所番号	⑤ 事業の内容	⑥ 従業員数	人
③ 名称	電 話 ()		
④ 所在地	郵便番号	—	

3 移動地域から復帰後に 2 の③の事業所において引き続き雇用している対象労働者

氏 名	性 別	氏 名	性 別	氏 名	性 別
	男・女		男・女		男・女
	男・女		男・女		男・女
	男・女		男・女		男・女
	男・女		男・女		男・女
	男・女		男・女		男・女

上記のとおり届けます。

昭和 年 月 日

住 所
事業主 氏 名

㊤

公共職業安定所長 殿

㊤様式第8号（裏面）

注 意

1. 「通年雇用指定地域復帰届」は、移動地域における事業を終了して指定地域に復帰した後、すみやかに「通年雇用移動届」を提出した公共職業安定所に提出すること。
2. 記入上の注意
 - (1) ①欄には、移動地域における事業を終了して指定地域に復帰した年月日を記入すること。
 - (2) ⑤欄には、事業の内容についてできる限り具体的に記入すること。
 - (3) ⑥欄には、この届出月日現在の従業員数を記入すること。
 - (4) 3の「移動地域から復帰後に2の③の事業所において引き続き雇用している対象労働者」の欄には、通年雇用移動事業終了等届の3の「移動後の事業所又はその他の施設において移動後の事業を開始したときから引き続き就労する対象労働者」欄及び4の「通年雇用移動事業開始届を提出した後移動後の事業所又はその他の施設において就労することとなった対象労働者」欄に記載した対象労働者のうち、指定地域に復帰した後、2の③の事業所で引き続き雇用することとしている対象労働者の氏名及び性別を記入すること。

通年雇用奨励金支給決定通知書

公共職業安定所	
支給決定番号	

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 ㊟

昭和 年 月 日付け支給の申請のあつた通年雇用奨励金について、継続雇用予定期限以上引き続き雇用することを条件として、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

- 1 通年雇用奨励金支給金額 円
- 2 通年雇用奨励金の対象となつた労働者

新規継続労働者 (継続雇用予定期限) (昭和 年 月 日)		継続労働者 (継続雇用予定期限) (昭和 年 月 日)		再継続労働者 (継続雇用予定期限) (昭和 年 月 日)	
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
1	6	1	6	1	6
2	7	2	7	2	7
3	8	3	8	3	8
4	9	4	9	4	9
5	10	5	10	5	10

注 意

- 1 この処分に不服のあるときは、処分のあつたことを知った日の翌日から60日（又は処分があつた日の翌日から起算して1年）以内に道県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 偽りその他不正の行為によって奨励金の支給を受けた場合、又は対象労働者を継続雇用予定期限前に雇用しなくなった場合は、支給した奨励金の返還を求められることがあります。

事業所番号	事業所名	事業所の所在地	事業主氏名
		電話() 番	

[illegible]

[illegible]

通年雇用奨励金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 ㊤

貴殿は、下記の理由に該当すると認められますので、昭和 年 月 日
付け をもって貴殿に対して行った通年雇用奨励金（支給金額金
円）の支給処分のうち、 に係る支給処分（支給金額
金 円）を取り消したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日か
ら60日（又は処分があった日の翌日から起算して1年）以内に
道県知事に対して審査請求をすることができます。

記

5. 地域改善対策対象地域雇用促進給付金

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給要領

1 趣 旨

地域改善対策対象地域雇用促進給付金制度は、雇用機会の不足している地域改善対策対象地域における雇用機会を増大し、同和関係住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、地域改善対策対象地域を包括する市町村の区域内において、事業場を新・増設し、一定数以上の同和関係住民を、公共職業安定所の紹介により、常用労働者として雇い入れた事業主に対して、地域改善対策対象地域雇用促進給付金を支給しようとするものである。

2 支給対象事業主

- (1) 地域改善対策対象地域雇用促進給付金（以下「給付金」という。）は、次のいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に対して、支給するものとする。

イ 雇用保険の適用事業の事業主であること。

ロ 地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）第1条に規定する対象地域（以下「地域改善対策対象地域」という。）を包括する市町村の区域内において、製造業その他雇用機会の増大に資すると認められる業種に属する事業の事業所の用に供する施設又は設備の新設又は増設（以下「事業場の新・増設」という。）を行う事業主又は当該施設・設備の運営、管理の委託を受けて事業を行う事業主であること。

なお、「事業場の新・増設」とは、当該新・増設に係る施設又は設備でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が、新設にあたっては500万円、増設にあたっては300万円を超えるものをいうものとする。

- ハ 当該事業場の新・増設に伴い、当該新・増設に係る事業の操業開始日の属する月の前3カ月と操業開始日の属する月を含む後9カ月間において、新設にあたっては5人以上、増設にあたっては3人以上の地域改善対策対象地域の住民（この支給要領において「同和関係住民」という。）を、公共職業安定所（以下「安定所」という。）の紹介により常用労働者として雇

い入れ、又は安定所の長の指示により職場適応訓練を受ける者（以下「職場適応訓練生」という。）として受け入れる事業主であること。

なお、下記(3)の(イ)に掲げる場合における当該支給調整の対象となる労働者については、「新設にあっては5人以上、増設にあっては3人以上」に含められるものであること。

(2) 上記(1)にかかわらず国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しては、給付金は支給しないものとする。

(3) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には給付金は支給しないものとする。

イ 同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金又は炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和56年通商産業省令・労働省令第1号）第5条に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた場合

ロ 過去において給付金の支給を受けたことがある事業主が、当該支給の対象となった者を再び雇い入れる場合

3 支給額

給付金の額は、支給要件に係る労働者（以下「支給対象労働者」という。）1人につき、月額34,000円とする。

4 支給期間

(1) 給付金の支給期間は、次の支給対象労働者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる月から起算して12カ月とする。

イ 常用労働者として雇い入れられた者

(イ) 上記2の(1)のハの要件を満たす日以前に雇い入れられた者
当該要件を満たすこととなった日の属する月の翌月

(ロ) 上記(イ)に掲げる者以外の者

当該労働者が雇い入れられた日の属する月の翌月

ロ 職場適応訓練生として受け入れられた者

(イ) 当該職場適応訓練終了後ひきつづき常用労働者として上記2の(1)のハの要件を満たす日以前に雇い入れられた者

当該要件を満たすこととなった日の属する月の翌月

(ロ) 上記(イ)に掲げる者以外の者

当該職場適応訓練終了後ひきつづき常用労働者として雇い入れられた日の属する月の翌月

(2) 上記(1)にかかわらず、支給期間の中途において、支給対象事業主が支給対象労働者を雇用しなくなった場合における支給期間は雇用しなくなった日の属する月の前月（雇用しなくなった日の属する月において16日以上雇用したときは、その月）までの期間とする。

5 支給手続き

給付金の支給手続きは、別添の「地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給細目」によるものとする。

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給細目

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給細目は、次のとおりとする。

なお、使用する用語は地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給要領（以下「支給要領」という。）における用語を使用する。

1 受給資格の決定申請の手続

- (1) 給付金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、申請者の事業所の所在地を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）の長に、次の支給対象労働者の区分に従い、それぞれに規定する期間内に受給資格の決定の申請をしなければならない。

イ 支給要領 2 の(1)のハの要件を満たす日以前の支給対象労働者

当該要件を満たすこととなった日から起算して1箇月以内（ただし、1箇月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内。次のロにおいて同じ）

ロ 上記以外の支給対象者

常用労働者としての雇い入れ、又は職場適応訓練生として受け入れた日から起算して1箇月以内

- (2) 受給資格の決定の申請は、上記(1)のイにあっては給付金受給資格決定申請書（㊦様式第1号。以下「資格決定通知書」という。）及び事業場新增設証明書（㊦様式第2号）を、上記(1)のロにあっては資格決定申請書を提出して行うものとする。

なお、当該施設・設備の運営、管理の委託を受けた申請者は、上記(1)のイの申請にあっては委託者との契約書の写しを提出するものとする。

また、支給対象労働者が、管轄安定所以外の安定所の紹介又は指示により常用労働者として雇い入れ、又は職場適応訓練生として受け入れたものであるときは、紹介又は指示を行った安定所の長の発行する就職等証明書（㊦様式第3号）を添付するものとする。

2 受給資格の決定及び通知

(1) 受給資格の決定

イ 管轄安定所の長は、資格決定申請書が提出されたときは、申請者に係る事業所の所在地、添付書類の有無等を確認のうえこれを受理するものとする。

ロ 受給資格の確認及び決定は、次によるものとする。

(イ) 受給資格については、資格決定申請書、添付書類の記載事項により、支給対象労働者、支給対象事業主ごとに次によりその有無を確認して決定を行うこと。

a 支給対象労働者の受給資格の有無の確認は資格決定申請書及び就職等証明書によること。

b 申請者の受給資格の有無の確認は資格決定申請書及び事業場新・増設証明書によるものとし、さらに上記1の(1)のイにかかる申請にあっては常用労働者としての雇入れ、又は職場適応訓練生としての受入れが、新設にあっては5人以上、増設にあっては3人以上となっていることを確認すること。

(ロ) 上記(イ)により確認が困難であるときは、管轄安定所の長は、必要な調査を行うこと。

ハ 上記確認に基づく資格決定申請書の処理は次により行うものとする。

(イ) 支給対象労働者の全部又は一部について受給資格がないと決定したときは、資格決定申請書の処理欄にその旨及び理由を記入すること。

(ロ) 申請者の受給資格があると決定したときは、資格決定申請書の処理欄に受給資格決定番号、決定年月日を記入すること。

(ハ) 申請者の受給資格がないと決定したときは、資格決定申請書の下余白にその旨及び理由を記入すること。

(2) 受給資格の決定通知

管轄安定所の長は、上記(1)により受給資格の有無について決定したときは、給付金受給資格決定通知書(㊤様式第4号。以下「資格決定通知書」という。)により申請者に通知する。

3 支給申請の手続

- (1) 申請者は、支給要領 2 の(1)の要件を満たした日の属する月の翌月から起算して最初の 6 箇月を第 1 期とし、以後 6 箇月を単位とする各期（以下「支給対象期」という。）の経過するごとに当該支給対象期分の給付金について、支給対象期の経過後 1 箇月以内（ただし、1 箇月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から 7 日以内）に、管轄安定所の長に支給を申請しなければならない。

ただし、当該支給対象期において、当該支給対象期分の給付金がない場合は、申請する必要はないものとする。

- (2) 支給の申請は、給付金支給申請書（㊤様式第 5 号。以下「支給申請書」という。）2 部（正本、副本各 1 部）及び上記 2 の(2)による資格決定通知書を提出して行うものとする。

4 支給の決定及び通知

(1) 支給の決定

イ 管轄安定所の長は、支給申請書が提出されたときは、申請者の事業所の所在地等を確認のうえ、これを受理するものとする。

ロ 支給の決定は、申請のつど次により行うものとする。

(イ) 受給資格については、支給申請書に添付された資格決定通知書によってその有無を確認すること。

(ロ) 支給対象期間の雇用の実績については、支給申請書の記載事項によって確認すること。

(ハ) 上記(ロ)において確認が困難であるときは、管轄安定所の長は、賃金台帳等必要な書類の提出を求め又は必要な調査を行うこと。

ハ 上記確認に基づく支給申請書の処理は次により行うものとする。

(イ) 支給を決定したときは、支給申請書の処理欄に支給番号、支給決定年月日、支給決定額を記入のうえ、その正本を都道府県支出負担行為担当官あて送付すること。

(ロ) 申請にかかる支給対象労働者の全部又は一部について不支給を決定

したときは、処理欄の備考欄にその旨及び理由を記入すること。

(2) 支給決定の通知

イ 管轄安定所の長は、上記(1)に基づき支給を決定したときは、給付金支給決定通知書(㊤様式第6号。以下「支給決定通知書」という。)により申請者に通知する。

なお、申請にかかる支給対象労働者の一部について不支給を決定したときは、その者の氏名及び理由を備考欄に記載すること。

ロ 管轄安定所の長は、上記(1)に基づき不支給を決定したときは、適宜の様式により、不支給とした理由及び当該不決定処分に対して不服がある場合は行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる旨を申請者に通知する。

ハ 管轄安定所の長は、支給決定通知書又は不決定を通知する書類の送付と同時に支給申請書に添付された資格決定通知書を申請者に返戻するものとする。

5 支出負担行為等

支出負担行為、支出等給付金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」(昭和50年3月25日付け職発第99号)によるものとする。

6 返 還

(1) 管轄安定所の長は、給付金の支給を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合は、支給した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

イ 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合。

ロ 支給期間中に支給対象労働者を雇用しなくなった場合。ただし、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する場合を除く。

(イ) 支給対象労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合

(ロ) 支給対象労働者が自己の都合により退職した場合

(ハ) 支給対象労働者が死亡した場合

(ニ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となった

ため解雇した場合

- (2) 管轄安定所の長は、上記(1)のイ又はロに該当する事案を発見した場合は、給付金支給決定取消通知書（㊤様式第7号）により、返還すべき額に係る支給処分を取消す旨を申請者に通知するものとする。

- (3) 返還金の債権管理等

債権の発生通知及び調査確認等については、「債権管理事務取扱要領」（昭和54年3月6日付け職発第64号別添）の第3の3不正受給金返納金債権（その3）及び5過誤払金返納金債権（その2）によるものとする。

地域改善対策対象地域雇用促進給付金受給資格決定申請書											
受給資格決定に関する事項	1 申請書	① 事業所名						② 産業分類			
		③ 事業主名						④ 従業員数	人		
		⑤ 事業所所在地						(TEL)			
	2 支給対象労働者の状況	⑥ 氏名	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭
		生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		性別	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
		⑦ 常用・職適の別	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適
	⑧ 雇用年月日又は職場適応訓練開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	⑨ 他の給付金受給資格の有無	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	
	⑩ 支給対象労働者の確認印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	
上記の者にかかる給付金を受けたいので申請します。なお上記の者を給付金受給満了後においても常用労働者として雇用します。											
昭和 年 月 日											
公共職業安定所長 殿											
事業主名 印											
※ 処理欄	受給資格決定年月日	年 月 日	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有・無	
	受給資格決定番号	第 号	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	事業場所・増設の適否	適・否	支の給対象資格労働者数	人	決 裁 欄						
					所 長	次 長	統括職業指導官	上席職業指導官	職 業 担 当	職 業 担 当	

(注) ※欄は記入しないで下さい。

事業場新増設証明書

① 事業所名		
② 事業主名		
③ 事業所所在地		
施設 設 又 は 設 備	④ 名称	
	⑤ 目的	
	⑥ 価格	
	⑦ 設置年月日	
	⑧ 操業開始年月日	
備 考		

(施設
設備) の設置は上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

工事施行又は販売の 事業所所在地

事業所名

事業主名



㊤様式第 3 号

① 氏 名	
② 生 年 月 日 ・ 性 別	
③ 就職先又は職場適応 訓練受託事業所名	
④ 事 業 主 名	
⑤ 事 業 所 所 在 地	
⑥ 就職年月日又は職適 開始年月日及び期間	就職 ・ 職適 年 月 日 (職適の場合指示期間 箇月)
備 考	

上記の者は、当公共職業安定所の

{ 紹介により常用労働者として就職した
長の指示による職場適応訓練生として受け入れられた }

ことを証明する。

昭和 年 月 日

公共職業安定所長 印

地域改善対策対象地域雇用促進給付金受給資格決定通知書									
受給資格決定に関する事項	1 申請者	① 事業所名						② 産業分類	
		③ 事業主名						④ 従業員数	人
		⑤ 事業所所在地						(TEL	)
	2 支給対象労働者の状況	⑥ 氏名	生 年 月 日	性 別	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日
					男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
		⑦ 常用・職適の別	常用・職適		常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適	常用・職適
		⑧ 雇用年月日又は職場適応訓練開始年月日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		⑨ 他の給付金受給資格の有無	有 ・ 無 ()		有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()
		⑩ 支給対象労働者の確認印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印		⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	⑥⑦⑧⑨欄を確認した 印	
受給資格決定年月日	年 月 日	⑥欄の者に係る給付金受給資格有 ・ 無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有 ・ 無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有 ・ 無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有 ・ 無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有 ・ 無	⑥欄の者に係る給付金受給資格有 ・ 無		
受給資格決定番号	第 号	[]	[]	[]	[]	[]	[]		
給付金の受給資格について上記のとおり決定したので通知します。									
昭和 年 月 日									
殿									
公共職業安定所長 印									
※ この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に都道府県知事に対して審査請求することができます。									

㊦様式第4号（裏面）

記入上の注意

1. 「②産業分類」欄は次により記入して下さい。

(1) 当該事業所において行う主たる事業内容を日本産業分類の細分類（又は小分類）によって記入すること。

(2) (1)によって記入することができない場合は、主たる事業内容を略記すること。

2. 「⑦常用・職適の別」欄は、安定所の紹介により常用労働者として雇い入れた者は「常用」に、安定所の指示により職場適応訓練生として受け入れた者には「職適」に○印をつけて下さい。

ただし、職場適応訓練生として受け入れたにもかかわらず申請月日の属する月の前月の末日までに常用労働者として雇い入れた場合は常用労働者として下さい。

3. 「⑩支給対象労働者の確認印」欄は支給対象労働者に⑥⑦⑧及び⑨欄を確認させた私印を捺印して下さい。

ただし解雇・死亡の場合で捺印できないときは、その必要はありません。

4. この申請書は支給要領2の(1)のハの要件を満たした日から起算して1箇月以内（1箇月以内に他の支給対象労働者が存在するときは併記しても可）、又は他の支給対象労働者が存在するときは当該支給対象者の雇い入れ、又は受け入れの日から起算して1箇月以内に事業所の所在地を管轄する安定所にすみやかに提出して下さい。

5. 「地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給申請書」（㊦様式第5号）を提出する場合は、この「地域改善対策対象地域雇用促進給付金受給資格決定通知書」を添付して下さい。

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給申請書 ㊤									
I 受給資格認定に関する事項	1 申請者	①事業所名					④希望する支払方法	(1)国庫金送金	希望金融機関店舗名
		②事業主名						(2)国庫金振込	取引金融機関店舗名
		③事業所所在地	(TEL)						口座名義 口座の種類 口座番号
	2 支給対象労働者の状況	⑤氏名							
		生年月日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日	明大昭 年 月 日
		性別	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
⑥雇用月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
⑦受給資格決定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
II 支給に関する事項	⑧受給資格決定番号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
	⑨申請時の給付金の受給状況	初回・第 回	初回・第 回	初回・第 回	初回・第 回	初回・第 回	初回・第 回	初回・第 回	
	⑩支給対象となる6ヶ月間のうち常用労働者として雇用した月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月		
	⑪支給対象労働者確認印	⑩欄を確認した ㊤	⑩欄を確認した ㊤	⑩欄を確認した ㊤	⑩欄を確認した ㊤	⑩欄を確認した ㊤	⑩欄を確認した ㊤		
	⑫支給対象労働者が解雇・退職・死亡または日雇となった理由と年月日	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)		
上記により給付金の支給を申請します。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長殿 申請事業主氏名 ㊤									
※ 処理欄	支給決定額の内訳		円	円	円	円	円	円	
	支給決定年月日		年 月 日		支給決定番号		第 号		
	支給決定額		人 備 円 考						
上記のとおり支給することを決定したので通知します。 労働主管部長 殿 雇用保険主管課長 公共職業安定所長 ㊤									

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給申請書										㊤	
Ⅰ 受給資格認定に関する事項	1 申請者	① 事業所名				④ 希望する支払方法	(1) 国庫金送金		希望金融機関店舗名		
		② 事業主名					(2) 国庫金振込		取引金融機関店舗名 口座名義 口座の種類 口座番号		
		③ 事業所所在地 (TEL)									
	2 支給対象労働者の状況	⑤ 氏 名		生 年 月 日		性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	
		⑥ 雇 用 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		⑦ 受給資格決定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		⑧ 受給資格決定番号		第 号		第 号		第 号		第 号	
		⑨ 申請時の給付金の受給状況		初回・第 回		初回・第 回		初回・第 回		初回・第 回	
	Ⅱ 支給に関する事項	⑩ 支給対象となる6ヶ月間のうち常用労働者として雇用した月		年 月 年 月 年 月 年 月 年 月		年 月 年 月 年 月 年 月 年 月		年 月 年 月 年 月 年 月 年 月		年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	
		⑪ 支給対象労働者確認印		⑩欄を確認した ㊤		⑩欄を確認した ㊤		⑩欄を確認した ㊤		⑩欄を確認した ㊤	
⑫ 支給対象労働者が解雇・退職・死亡または日雇となった理由と年月日		(年 月 日)		(年 月 日)		(年 月 日)		(年 月 日)			
上記により給付金の支給を申請します。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長殿											
申請事業主氏名 ㊤											
※ 処理欄	支給決定額の内訳		円		円		円		円		
	支給決定年月日		年 月 日		支給決定番号		第 号		号		
	支給決定額		人 備 考 円								
					決 裁 欄						
					所 長	次 長	統括職業指導官	上席職業指導官	職 業 指 導 官	業 務 担 当	

注) 1. ※欄は記入しないで下さい。
2. ⑦⑧欄は、「給付金資格決定通知書」に記載されたものから記入して下さい。
3. ⑩欄「支給対象者確認印」は支給対象者に⑩欄を確認させ私印を捺印させて下さい。
4. この申請は、職場適応訓練生でまだ雇用していない者は記入しないで下さい。
5. この申請書は翌月から起算して6月を経過すると(以下「支給対象期」という。)に、支給対象期の経過後1月以内に事業所を管轄する安定所の長に申請して下さい。

支給決定第 号

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給決定通知書

殿

昭和 年 月 日付けで支給の申請があった地域改善対策対象
地域雇用促進給付金について、下記のとおり支給することに決定したので通知
します。

昭和 年 月 日

公共職業安定所長 印

記

支給決定金額		金	円
支給対象者氏名	支給金額	備考	
	円		
支給方法	送金	：国庫送金通知書が、都道府県(雇用保険主管課)から送付されますので希望銀行で受領下さい。	
	銀行振込	：国庫金振込通知書が、都道府県(雇用保険主管課)から送付されますのでご承知下さい。	

(様式第 6 号の裏)

1. この決定に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、都道府県知事に対して審査請求することができます。
2. 地域改善対策対象地域雇用促進給付金の返還

次の各号のいずれかに該当する場合は、地域改善対策対象地域雇用促進給付金の返還を求めます。

- (1) 偽りその他不正手段により地域改善対策対象地域雇用促進給付金の支給を受けた場合
 - (2) 支給期間中次のイからニまでのいずれかに該当する場合を除き支給対象労働者を雇用しなくなった場合
 - イ 支給対象労働者の責めに帰すべき事由により解雇した場合
 - ロ 支給対象労働者が自己の都合により退職した場合
 - ハ 支給対象労働者が死亡した場合
 - ニ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったため解雇した場合
3. 公共職業安定所から地域改善対策対象地域雇用促進給付金の支給に関して報告又は調査を求められたときは御協力下さい。

○様式第7号

地域改善対策対象地域雇用促進給付金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

公共職業安定所長 印

昭和 年 月 日付けをもって、貴殿に対して行った地域改善対策対象地域雇用促進給付金（支給金額 円）の支給処分のうち、
に係る支給処分（支給金額 円）については、下記の理由により、取り消したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことと知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分があった日の翌日から起算して1年）以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

記

6. 育兒休業奨励金支給要領

育 児 休 業 奨 励 金 支 給 要 領

1 目 的

一定の要件を備えた育児休業（勤労婦人福祉法第11条に規定する育児休業をいう。以下同じ。）を実施する事業主（以下単に「事業主」という。）に対して育児休業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、もって育児休業制度の普及の促進を図ることを目的とする。

2 支給対象事業主の要件

奨励金は、次の各号のすべてに該当する事業主に対して支給するものとする。

- (1) 次のイからハまでのすべてに該当する育児休業に関する制度を設けている事業主であること。

イ 労働協約又は就業規則の定めるところにより実施されたものであること。

ロ 産後休業終了後、生児が満1歳に達するまでの間継続して休業することが出来るものであること。

ハ 当該育児休業制度の利用者となることが出来る勤労婦人の範囲が身分、職種等により著しく限定されていないこと。

- (2) (1)に規定する育児休業に関する制度により、その雇用する勤労婦人につき休業を認めた事業主であること。

- (3) 育児休業によって休業した勤労婦人を当該休業開始の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していた事業主であること。

- (4) 過去に奨励金の支給を受けたことがないこと。

3 支 給 額

奨励金の支給額は、1事業主当たり中小企業事業主（その資本の額若しくは出資の総額が1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については1千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については3千万円）

を超えないもの又はその常時雇用する労働者の数が 300 人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業を主たる事業とする事業主については 100 人）を超えないものをいう。）にあっては 350,000 円、中小企業事業主以外の事業主にあっては 300,000 円とする。この場合の事業主とは企業単位としてとらえるものとする。

4 支給事務手続

(1) 支給申請書の提出

イ 奨励金の支給を受けようとする事業主は、原則として当該事業主の主たる事務所の所在地を管轄する婦人少年室の長（以下「管轄婦人少年室長」という。）に、当該事業主が雇用する勤労婦人のうち当該育児休業制度により最初に 3 カ月以上休業した者が当該休業を開始した日から 3 カ月を経過した日から 3 カ月以内に、育児休業奨励金支給申請書（㊤様式第 1 号）に次の書類を添付の上提出するものとする。

- ① 育児休業制度に関する労働協約又は就業規則（写）
- ② 育児休業利用者に係る労働者名簿（写）
- ③ 育児休業利用者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ④ 育児休業届（写）

ロ 管轄婦人少年室長は、必要があると認めるときは、労働者名簿、賃金台帳、その他支給申請書の記載事項を確認するための書類の提出又は提示を求めることができるものとする。

(2) 支給の決定

イ 管轄婦人少年室長は、(1)により支給の申請を受けたときは、申請書及び添付書類により申請者の受給資格の有無を審査し、申請者が支給対象事業主に該当すると認めたときは、奨励金の支給を決定するものとする。

なお、申請事業主が中小企業事業主であるか否かの判定は、支給申請書によりその資本の額若しくは出資の総額又は企業全体で常時使用する労働者の数をみて行うものとする。

ロ 管轄婦人少年室長は、奨励金の支給又は不支給を決定したときは育児

休業奨励金支給決定通知書（㊦様式第2号）により申請事業主に通知するとともに、支給申請書の処理欄に所要事項を記入し、支給することを決定したものについては、その正本を都道府県支出負担行為担当官に送付するものとする。

ハ なお、不支給処分については、不服のあるときは審査請求ができる旨を記載するものとする。

(3) 支出負担行為等

支出負担行為、支出等育児休業奨励金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号）によるものとする。

5 返 還

奨励金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児休業奨励金支給決定取消通知書（㊦様式第3号）により当該事業主に対して奨励金の支給決定を取り消す旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他の不正によって奨励金の支給を受けた場合

(2) 2の要件をみたすこととなった育児休業制度を利用した勤労婦人が、当該事業所において復職後1年以内に雇用保険の被保険者でなくなった場合
ただし、休業中及び復職後本人の死亡等やむを得ない事由による場合は除く。

(3) 奨励金の支給を受けた事業主が支給決定後、当該制度を1年以内に廃止した場合

ただし、事業の廃止等やむを得ない事由による場合は除く。

6 支給決定状況等の報告

婦人少年室長は、支給決定に基づき、支給決定状況報告書（㊦様式第5号）を毎年度4～9月分を10月末日までに、10～3月分を4月末日までに婦人少年局長へ報告するものとする。

7 返還金の債権管理等

- (1) 管轄婦人少年室長は、奨励金の不正受給等を発見し、支給決定取消通知書を発したときは、債権管理法第12条の規定に基づく債権の発生通知を当該債権の管理に関する事務を所掌する都道府県労働主管部長（歳入徴収官等）に対し行うものとする。
- (2) 都道府県労働主管部長は、上記(1)の通知を受けたときは、昭和54年3月6日付け職発第64号「債券管理事務取扱要領」の第3の3不正受給返納金債権（その3）及び5過誤払金返納金債権（その2）により債権管理に関する事務を行うものとする。

8 その他

この要領は、育児休業奨励金の支給申請が可能となった日が昭和57年4月1日以降の育児休業について適用する。

（参考）

育児休業奨励金関係様式等一覧

1. 奨励金支給申請書（㊦様式第1号）
（事業主→婦人少年室長→都道府県労働主管部長）
添付 ① 育児休業に関する労働協約又は就業規則（写）
② 育児休業利用者の労働者名簿（写）
③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
④ 育児休業届（写）
2. 奨励金支給決定通知書（㊦様式第2号）
（婦人少年室長→事業主）
3. 奨励金決定取消通知書（㊦様式第3号）
（婦人少年室長→事業主）
4. 奨励金支給台帳（㊦様式第4号）
（婦人少年室→申請書等関係書類を一括して保存）
5. 奨励金支給決定状況報告書（㊦様式第5号）
（婦人少年室長→婦人少年局長）

※受付番号	
-------	--

育 児 休 業 奨 励 金 支 給 申 請 書

育児休業奨励金の支給を受けたいので次のとおり申請します。

昭和 年 月 日

住 所
事業主
氏 名

印

(事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。)

婦 人 少 年 室 長 殿

① 申 請 事 業 主	(1) 常時使用している従業員数 男 人 女 人 資本の額又は出資の総額 円 事業所総数 所 (2) 主たる事業 (3) 育児休業実施年月日 年 月 日	(4) 事業所番号(主たる事務所) a 雇用保険 b 労災保険 c 健康保険 d 厚生年金保険	(5) 取扱責任者 役職 氏名 連絡電話番号
	② 休 業 者	(6) 所属事業所の名称 所在地 事業所番号 a 雇 用 保 険 b 労 災 保 険 c 健 康 保 険 d 厚生年金保険	(7) 氏 名 雇用保険の被保険者となった年月日 年 月 日 休業開始日 年 月 日 休業予定期間 カ 月
③ そ の 他	(8) 支給を受けようとする方法 a 国庫金送金 (希望金融機関店舗名) b 国庫金振込 (取引金融機関店舗名) ☐ 口座名義 ☐ 口座の種類 ☐ 口座番号		

※ 処 理 欄	支 給 決 定 番 号	第 号	決 裁 欄			備 考
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日	室 長	補 佐	係	
	中小企業事業主であるか否かの判定	a 中小企業事業主 b 中小企業事業主以外の事業主				
	支 給 額	円				

㊦様式第 1 号（裏面）

注 意

1. 記入上の注意

- (1) ①の(1)欄は、この申請を行う月の初日において、申請事業主の企業全体で常時使用している従業員（臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者を除く、いわゆる常用の従業員をいう。）の数、資本の額又は出資の総額及び事業所の総数をそれぞれ記入すること。
- (2) ①の(2)欄は、申請事業主の主たる事業の種類を産業中分類で記入すること。
- (3) ①の(3)欄は、育児休業の実施年月日を記入すること。
- (4) ①の(5)欄は、申請事務の責任者の役職、氏名及び電話を記入すること。
- (5) ②の(6)欄は、最初に休業した勤労婦人の所属する事業所について、その名称、所在地、及び雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険の事業所番号についてそれぞれ記入すること。
- (6) ②の(7)欄は、最初に休業した勤労婦人について、その氏名、雇用保険の被保険者となった年月日、休業開始日及び休業予定期間についてそれぞれ記入すること。
- (7) ③の(8)欄は、希望する送金方法について具体的に記入すること。
- (8) ※欄は記入しないこと。

2. 提出上の注意

- (1) この申請書は、当該事業主の主たる事業所又は当該制度の最初の利用者の属する事業所の所在地を管轄する婦人少年室へ提出すること。
- (2) この申請書は、当該育児休業制度により 3 カ月以上休業した勤労婦人が当該休業を開始した日から 3 カ月を経過した日から 3 カ月以内
（ただし、天災その他、その期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは当該理由のやんだ後その理由を記した書面を添えて 7 日以内）に提出すること。
- (3) この申請書には、次の書類を添付すること。
 - ① 育児休業に関する労働協約又は就業規則（写）
 - ② 育児休業利用者の労働者名簿（写）
 - ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
 - ④ 育児休業届（写）

(㊤様式第2号)

育児休業奨励金支給決定通知書

番 号
年 月 日

殿

婦人少年室長 ㊤

昭和 年 月 日付け支給の申請のあった育児休業奨励金について
(下記のとおり支給する) ことを決定したので通知します。
(不支給とする)

記

育児休業奨励金支給金額

円

注意

1. なお、この処分に不服あるときは、処分のあったことを知った日の翌日から60日（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に労働大臣に対して審査請求することができます。
2. 偽りその他不正の行為等によって奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の返還を求められることがあります。

(㊟様式第3号)

育児休業奨励金支給決定取消通知書

番 号
年 月 日

殿

婦人少年室長 印

貴殿は、下記の理由に該当すると認められますので、昭和 年 月 日
付けをもって貴殿に対して行った育児休業奨励金（支給金額 円）の
支給処分を取り消したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日か
ら60日（ただし、処分があった日の翌日から起算して1年）以内に労働大臣に
対して審査請求することができます。

記

1. 理 由

2. 金 額

円

育 様式第 4 号

育児休業奨励金支給台帳

事業所番号		産業分類	
事業所名		事業主氏名	(大企業・中小企業)
事業所所在地		電話番号	() 番

制度実施日 年 月 日	年 月 日	休業期間	年 月 日～ 年 月 日
----------------	-------	------	--------------

支給決定、取消年月日	支 給 額
年 月 日	円
年 月 日	円

(注) (1) この台帳は、事業主ごとに作成し保管すること。

(2) 事業所番号は、申請事業主の主たる事業所の雇用保険事業所番号を記入すること。

育児休業奨励金支給決定状況報告書

昭和 年 月 日

婦人少年局長 殿

婦人少年室長 ㊤

昭和 年 月～昭和 年 月分の育児休業奨励金支給
決定状況を下記のとおり報告いたします。

記

決定・決定 取消の別	番 号 年 月 日	事業主(企業)の名称 (大企業・中小企業)	所 在 地	雇 用 保 険 事業所番号	備 考
決 定					
取 消					
決 定					
取 消					
決 定					
取 消					
決 定					
取 消					

7. 特定職種育児休業利用助成金支給要領

特定職種育児休業利用助成給付金支給要領

1 目 的

医療施設等を運営し、その雇用する看護婦、助産婦等特定職種の勤労婦人について育児休業を実施し、かつ、育児休業の利用を容易にするための措置を講ずる事業主に対し、特定職種育児休業利用助成給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって特定職種における育児休業制度の普及の促進を図り、特定職種の勤労婦人の雇用の安定に資することを目的とする。

2 支給対象事業主

給付金は、病院、診療所、助産所又は保健施設（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の健康の保持増進のための施設をいう。）を運営する事業主で、次の(1)及び(2)に該当するものに対して支給するものとする。

(1) 次のイからニまでのすべてに該当する育児休業に関する制度（以下「育児休業制度」という。）を設けているものであること。

イ 労働協約又は就業規則の定めるところにより実施されるものであること。

ロ 当該事業主の事業所において、次に掲げる職種（以下「特定職種」という。）の業務に従事する勤労婦人（以下「対象勤労婦人」という。）について実施されるものである。

(イ) 看護婦

(ロ) 准看護婦

(ハ) 助産婦

(ニ) 保健婦

ハ 産後の休業を終了する日の翌日から生児が1歳に達するまでの間継続して育児休業することができるものであること。

ニ 育児休業の期間中、対象勤労婦人について雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「労働社会保険」という。）の被保険者資格を継続させるものであること。

- (2) 上記(1)に規定する育児休業制度により、3カ月以上継続して育児休業した対象勤労婦人に対して、当該育児休業の期間中、労働社会保険の保険料の被保険者負担分に相当する額以上の額の賃金を支払い、かつ、復職後も引き続き1カ月以上継続して特定職種の業務に従事させたものであること。

3 支給額

給付金の支給額は、育児休業した対象勤労婦人1人1カ月当たり3,520円とする。

4 支給期間

- (1) 給付金は、事業主が育児休業制度を設けた日から起算して1年以内に当該育児休業制度により対象勤労婦人が育児休業した場合に、当該対象勤労婦人が育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了した日の属する月までについて支給する。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、育児休業期間の中途において、当該育児休業に係る生児が1歳に達した場合における支給期間は、生児が1歳に達した日の前日の属する月までとする。

5 支給事務手続

(1) 支給の申請

イ 給付金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、対象勤労婦人が3カ月以上育児休業した場合、当該育児休業を終了して職場に復帰した日以後1カ月を経過した日から3カ月以内に、原則として、当該勤労婦人の属する事業所ごとに、その事業所の所在地を管轄する婦人少年室長（以下「管轄婦人少年室長」という。）に対し、特定職種育児休業利用助成金給付金支給申請書（特育様式第1号）2部（正副各1部）に次の書類を添付のうえ申請するものとする。

- ① 育児休業制度に関する労働協約又は就業規則（写）
- ② 特定職種育児休業者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

③ 特定職種育児休業者に係る育児休業届（写）

④ 特定職種育児休業者の当該育児休業に係る生児の戸籍抄本又はその生年月日が確認できるもの

⑤ 特定職種育児休業者に係る賃金台帳（写）

ロ 管轄婦人少年室長は、必要があると認めるときは、労働者名簿その他の支給申請書の記載事項を確認するための書類の提示を求めることができるものとする。

(2) 支給の決定

イ 支給の申請を受けた管轄婦人少年室長は、支給申請等を審査し、申請者が支給対象事業主に該当すると認めたときは、給付金の支給を決定するものとする。

ロ 管轄婦人少年室長は、給付金の支給又は不支給を決定したときは、特定職種育児休業利用助成給付金支給決定通知書（特育様式第2号）により申請者に通知するとともに、支給申請書の処理欄に所要事項を記入し、支給することを決定したものについては、その正本を都道府県支出負担行為担当官に送付するものとする。

ハ なお、不支給を決定したものについては、不支給の理由及び当該不支給決定処分に対して不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求を行うことができる旨を申請者に通知するものとする。

(3) 支出負担行為等

支出負担行為、支出等特定職種育児休業利用助成給付金の経理については、「雇用改善等給付金経理要領」（昭和50年3月25日付け職発第99号）によるものとする。

6 返 還

管轄婦人少年室長は、申請者が偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた場合には、特定職種育児休業利用助成給付金支給決定取消通知書（特育様式第3号）により当該申請書に対して返還すべき額に係る支給決定

処分を取消す旨を通知するものとする。

7 返還金の債権管理等

- (1) 管轄婦人少年室長は、給付金の不正受給等を発見し、支給決定取消通知書を発したときは、国の債権等に関する法律（昭和31年度法律第114号）第12条の規定に基づく債権の発生通知を当該債権の管理に関する事務を所掌する都道府県労働主管部長（歳入徴収官等）に対し行うものとする。
- (2) 都道府県労働主管部長は、上記(1)の通知を受けたときは、昭和54年3月6日付け職発第64号「債権管理事務取扱要領」第3の3不正受給金返納金債権（その3）及び5過誤払金返納金債権（その2）により債権管理に関する事務を行うものとする。

8 支給決定状況等の報告

婦人少年室長は、給付金の支給決定状況を、特定職種育児休業利用助成給付金支給決定状況報告書（特育様式第4号）により毎年度4～9月分を10月末日までに、10～3月分を4月末日までに婦人少年局長へ報告するものとする。

9 その他

- (1) この要領は、昭和57年4月1日以降新たに育児休業を開始した対象勤労婦人について適用する。
- (2) この要領は、給付金の支給を受けた事業主で、その後当該育児休業制度を廃止したものが、再び育児休業制度を設けた場合には適用しない。

昭和 年 月 日

婦人少年室長殿

事業所の名称

下記により特定感謝奨育見休業利用助成給付金の支給を申請します。

2

[illegible]

決 算 期	支 給 決 定 書 年 月 日	募 入 年 月 日	決 算 額			備 考
			宝 座	補 佐	保	
	支 給 決 定 額	昭和				
	支 給 決 定 額	昭和				
	支 給 決 定 額	昭和				
	支 給 決 定 額	昭和				

大枠は記入しないで下さい。
※印欄は記入しないで下さい。

〔特育〕様式第1号（裏面）

（注 意）

I 記入上の注意

1. 事業所の名称及び所在地は、特定職種育児休業者の所属する事業所について記入すること。
2. 事業主氏名については、事業主が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
3. ①欄は、申請事業主の主たる事業の種類を産業分類小分類で記入すること。
4. ③欄は、この申請を行う月の初日において、申請事業主の企業で常時使用している労働者（臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者を除く、いわゆる常用の労働者をいう。）の数を記入すること。
5. ④欄は、企業における育児休業制度の実施の日を記入すること。
6. ⑤欄は、支給を受けようとする給付金額（⑧欄の計）を記入すること。
7. ⑥欄は、⑤の給付の支給申請の要件に該当する育児休業利用者の数を記入すること。
8. ⑦欄は、希望する送金方法についてイ、ロいずれかに○印を付し、かつ、（ ）内の事項について具体的に記入すること。
9. ⑧欄は、申請事務担当者の役職、氏名、及び電話番号を記入すること。
10. ⑨欄は、支給申請の内訳を⑤の給付金の支給申請要件に該当する育児休業利用者ごとに、次により記入すること。
 - (1) ㊶欄は、育児休業利用者が当該申請事業主のもとで雇用保険被保険者資格を取得した年月日を記入すること。
 - (2) ㊷欄は、育児休業利用者の育児休業の開始及び終了の年月日を記入すること。
 - (3) ㊸欄は、育児休業期間中（当該育児休業に係る生児が1歳に達した日以降においても育児休業を実施している場合においては、当該生児が1歳に達する日の前日までをいう。以下同じ）の雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料のうち、育児休業利用者が負担することとされている額を記入すること。
 - (4) ㊹欄は、㊸欄の保険料の額に関して事業主が育児休業利用者に支払った（事業主の負担で納付した場合を含む。）額を記入すること。
 - (5) ㊺欄は、育児休業利用者ごとに、⑨欄の㊶、㊷、㊸、㊹及び㊹欄の記載に誤りのないことを確認させ、私印を捺印させること。
 - (6) ㊻欄は、給付金の支給申請をする金額を記入すること。

Ⅱ 提出上の注意

1. この申請書は、貴事業所を管轄する婦人少年室へ提出すること。
2. この申請書は、育児休業利用者が育児休業期間終了職場に復帰した日以後1カ月を経過した日から3カ月以内（ただし、天災その他期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後、その理由を記入した書面を添えて7日以内）に提出すること。
3. この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 育児休業制度に関する労働協約又は就業規則（写）
 - (2) 特定職種育児休業に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
 - (3) 特定職種育児休業者に係る育児休業届（写）
 - (4) 特定職種育児休業者の当該休業に係る生児の戸籍抄本又はその年月日が確認できるもの
 - (5) 特定職種育児休業に係る賃金台帳（写）

特定職種育児休業利用助成給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

殿

婦 人 少 年 室 長 印

昭和 年 月 日付けで支給の申請があった特定職種育児休業利用助成給付金について、下記のとおり（支給する / 不支給とする）ことを決定したので通知します。

記

1	特定職種育児休業利用助成給付金支給決定額	円
2	特定職種育児休業利用助成給付金の支給要件に該当となった特定職種育児休業業者	人
3	特定職種育児休業利用助成給付金の支給要件に該当しなかった特定職種育児休業利用者	人
4	氏 名	理 由
3 の 内 訳		

- 注意 1 この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日（ただし、処分があった日の翌日から起算して1年）以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 偽りその他不正の手段等によって給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求められることがあります。

特定職種育児休業利用助成給付金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

婦 人 少 年 室 長 印

昭和 年 月 日付けをもって、貴殿に対して行った特定職種育児休業利用助成給付金（支給金額 円）の支給処分のうち、 に係る支給処分（支給金額 円）について下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日（ただし、処分があった日の翌日から起算して 1 年）以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。

記

1 支給決定取消特定職種育児休業利用助成給付金額			円
2 支給決定取消に該当となった特定職種育児休業利用者			人
3 2 の 内 訳	氏 名	取 消 金 額	理 由
		円	
		円	
		円	

特定職種育児休業利用助成給付金支給決定状況報告書

年 月 日

婦人少年局長 殿

婦人少年室長 印

昭和 年 月分～昭和 年 月分の特定職種育児休業利用助成給付金支給決定状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 支給決定状況

支給決定 番号	支給決定 年 月 日	事業所の名称	該当特定職種 育児休業利用者(人)	支給決定額(円)

2 支給決定取消状況

支給決定 取消番号	支給決定 取消年月日	事業所の名称	該当特定職種 育児休業利用者(人)	支給決定取消額(円)

特定職種育児休業利用助成給付金支給台帳

雇用保険 事業所番号		事業主 氏 名	
事業所の 名 称		主たる事業 の 内 容	
事業所の 所 在 地 (電話番号)	()		

制度実施 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

決定・決定 取消の別	支給(支給取消) 決 定 番 号	支給(支給取消) 決 定 年 月 日	支給(支給取消) 該当勤労婦人数	支給(支給取消) 金 額
			人	円

(注) (1) この台帳は、事業所ごとに作成し保管すること。

(2) 記入上の注意については、様式第 1 号（裏面）参照のこと。

